

## V 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価



## 1 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関する計画の策定状況

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省は、法第12条において、i) 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価を行う（第1項）とともに、ii) 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う（第2項）ことと規定されている。これらの評価に関しては、法第13条第1項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての法第12条第1項及び第2項の規定による評価に関する計画を定めなければならないと規定され、また、法第13条第2項において、この計画で定めなければならない事項が規定されている。

総務省は、平成25年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画を、以下のとおり定め、平成25年4月策定の行政評価等プログラムに掲載し、法第12条の規定に基づく評価を重点的かつ計画的に実施することとしている。

計画の名称	総務省が行う政策の評価に関する計画	
計画の主な規定内容	① 評価の実施に関する基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各行政機関の政策について、統一性を確保するための評価（統一性確保評価）及び総合性を確保するための評価（総合性確保評価）について重点的かつ計画的に実施する。</li> <li>○ 各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点からの取組を行う。</li> </ul>
	② 平成25年度から27年度までの3年間に実施する評価のテーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 総合性確保評価               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食育の推進に関する政策評価</li> <li>・ 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化（バリアフリー）対策に関する政策評価</li> <li>・ 水資源の有効利用対策に関する政策評価</li> <li>・ グローバル人材育成に関する政策評価</li> </ul> </li> </ul>
	③ 平成25年度に実施する評価のテーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 総合性確保評価               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食育の推進に関する政策評価</li> </ul> </li> <li>※ 既に実施中のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価</li> <li>・ 消費者取引に関する政策評価</li> </ul> </li> </ul>
	④ 評価の実施に関する重要事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査の実施に当たっては、調査結果が予算要求や制度改正に適切に反映され、有効に活用されるよう工程管理を適切に行う等の措置を講ずる。</li> <li>○ 勧告に対する各府省の改善措置状況については、改善効果をフォローアップし、改善が不十分なものについては、閣議を通じて改善の徹底を求めるとともに、必要に応じ、フォローアップ調査や、再度の勧告を行う。</li> <li>○ 評価の実施に当たっては、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を積極的に活用する。</li> <li>○ 「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」を踏まえ、積極的に評価に関する情報の公表に取り組む。</li> <li>○ 政策の評価と行政評価・監視との連携を図るとともに、学識経験者の知見の活用及び分析手法等の調査・研究等を推進する。</li> </ul>

なお、総務省は、法第13条に基づく計画について、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、平成26年度以降3年間で実施する予定の政策評価テーマ等については、平成26年4月策定の行政評価等プログラムに掲載し、公表している。また、総務省が行う政策の評価のテーマについては、国民からの意見・要望を広く求めている。

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/kyotsu\\_n/gyouseihyouka\\_pg.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html))

## 2 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況等

### (1) 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況

平成 25 年度において、総務省は、行政評価等プログラムに基づき、総合性確保評価として、新規及び継続の 3 テーマについて評価を実施した。

これらのテーマのうち、「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価」については平成 25 年 6 月に、「消費者取引に関する政策評価」については 26 年 4 月に、それぞれ評価書を作成し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表した。その内容等は下記のとおりである。

テーマ名	ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成 25 年 6 月 25 日)
関係行政機関	内閣府、厚生労働省、文部科学省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

評価結果の概要	
○	<p><b>評価の観点</b></p> <p>「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（平成 19 年 12 月 18 日策定、22 年 6 月 29 日改定。以下「憲章」という。）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成 19 年 12 月 18 日策定、22 年 6 月 29 日改定。以下「行動指針」という。）に基づくワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策について、関係行政機関の各種施策等が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p>
○	<p><b>評価の結果</b></p> <p>(1) ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の現状</p> <p>ア ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の効果の発現状況</p> <p>憲章及び行動指針に基づくワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の効果の発現状況として、行動指針策定時又は改定時以降の 14 指標の動向をみると、①数値が多少とも改善しているものが 11 指標あること、②指標の数値目標の達成に向けた施策・事業として一定の有効性が認められる国の施策・事業があることなどから、本政策による一定の効果もあったものと考えられる。</p> <p>イ 国におけるワーク・ライフ・バランスの推進体制等</p> <p>① 内閣府では、指標に対応する国の施策・事業の位置付けを行っていないことから、各指標と国の施策・事業との関連性が明確になっておらず、数値目標の達成に向けた国の施策・事業の効果の把握・分析等を行うことは、困難なものとなっている。</p> <p>② 「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」（以下「評価部会」という。）（注 1）における点検・評価は、指標の全てについて、数値目標の達成に向けた各主体（企業、働く者、国民、国及び地方公共団体）の取組による効果等の分析が行われておらず、また、点検・評価結果に基づく国の施策・事業の見直しなど政策への反映が十分図られていない。</p> <p>③ 「仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議」（以下「連携推進会議」という。）（注 2）の状況をみると、数値目標の達成に一定の影響を及ぼすことができる国の施</p>

策・事業を効率的かつ効果的に推進するための連携推進会議を活用した連携は行われていない。

(注1)「仕事と生活の調和連携推進・評価部会の開催について」(平成20年4月7日官民トップ会議決定。以下「評価部会開催要綱」という。)に基づき開催されている。

(注2)「仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議の開催について」(平成20年4月11日関係省庁申合せ、22年8月24日一部改定。以下「連携推進会議開催要綱」という。)に基づき、関係府省を構成員として開催されている。

#### ウ 地方公共団体におけるワーク・ライフ・バランスの推進体制等

調査した地方公共団体の中には、企業や労働者の代表者と関係市町村による連携等、官民が一体となってワーク・ライフ・バランスを推進しているものがみられた。

### (2) 指標及び国の施策・事業の有効性等

#### ア 就業率及びフリーターの数

「就業率」及び「フリーターの数」の各指標については、現状等のよりきめ細かな把握・検証に資するため、フリーターの割合や若年層の不本意非正規の割合といった参考指標の設定の必要があると考えられる。

#### イ 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合

本指標については、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会の実現に向けた政策効果を把握するために有効なものと考えられる。

#### ウ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合及び年次有給休暇取得率

労働時間等設定改善推進助成金(以下「推進助成金」という。)事業については、推進助成金受給団体の傘下事業場において、平均所定外労働時間及び平均年次有給休暇取得率の改善の傾向がみられたが、厚生労働省において、傘下事業場における週労働時間60時間以上の雇用者の割合等の定量的な把握は行われていない。

「週労働時間60時間以上の雇用者の割合」及び「年次有給休暇取得率」の数値目標の達成に向けて、企業における労働時間等の設定の改善を一層促進するため、助成以外の手法も含め、意欲の低い企業にもインセンティブが働き、効果が広範に及ぶ施策・事業の実施について幅広く検討することが望まれる。

#### エ メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合

「メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合」については、現状等のよりきめ細かな把握・検証に資するため、メンタルヘルスケアに関する措置内容別の事業所の割合といった参考指標の設定の必要があると考えられる。

メンタルヘルス対策支援センター事業(以下「支援センター事業」という。)は、数値目標の達成に向けた施策・事業として、一定の有効性が認められるが、①支援センターによる個別訪問支援の実績が委託契約書に規定された訪問件数を下回っている、②都道府県労働局と支援センターとの連携が不十分等の課題がみられた。

#### オ 在宅型テレワーカーの数

本指標について、現状等のよりきめ細かな把握・検証に資するため、勤務先における制度に基づく在宅型テレワーカーの数等を参考指標に設定するとともに、平成27年以降の政策効果を的確に把握・検証するため指標の見直しを行う必要があると考えられる。

カ 短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等）  
均衡待遇・正社員化推進奨励金（短時間正社員制度）等については、企業において短時間正社員制度が導入されるなどの効果がみられた。

キ 自己啓発を行っている労働者の割合  
キャリア・コンサルティングの環境整備事業について、キャリア・コンサルティングを受ける者を増やすことは、数値目標の達成に向けて、一定の有効性が認められる。

ク 第1子出産前後の女性の継続就業率及び男性の育児休業取得率  
次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画の策定等や育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に基づく育児のための両立支援制度に関する周知・啓発、指導等の取組については、数値目標の達成に向けた施策・事業として、一定の有効性が認められる。

本取組については、①努力義務のある企業における一般事業主行動計画の策定等の促進、②中小規模の事業者等への育児・介護休業法の周知及び規定整備の徹底などの課題がみられた。

ケ 保育等の子育てサービスを提供している割合

(ア) 保育等の子育てサービスを提供している割合（保育サービス（3歳未満児））  
「保育等の子育てサービスを提供している割合（保育サービス（3歳未満児）」の算定方法において、認可保育所の利用児童数のみが計上されていることから、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく新制度の本格施行を見据え、算定方法の見直しを行う必要性が生じると考えられる。  
家庭的保育者事業については、数値目標の達成に向けた施策・事業として、一定の有効性が認められるが、市町村における家庭的保育事業の拡大に当たって、家庭的保育者の「なり手」の確保が困難となっているなどの課題がみられた。

(注3) 子ども・子育て関連3法とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）をいう。以下同じ。

(イ) 保育等の子育てサービスを提供している割合（放課後児童クラブ（小学1年～3年））  
放課後児童健全育成事業等については、数値目標の達成に向けた施策・事業として、相当程度の有効性が認められるが、放課後児童クラブの拡充に当たって実施場所等が困難となっているなどの課題がみられた。

コ 6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間  
男性の育児休業の取得促進事業については、数値目標の達成に向けた施策・事業として、一定の有効性が認められる。

(3) 事業主としての国のワーク・ライフ・バランスへの取組状況

ア 職員のワーク・ライフ・バランスへの取組状況  
国家公務員の年間超過勤務時間数は、横ばいで推移している。総務省では、国会

関係業務、法令協議等の他律的な業務が多いことが主な要因として考えられるとしている。

男性職員の育児休業取得率は、低い水準で推移している。総務省では、業務が繁忙であり他の人の迷惑になることなどが主な要因として考えられるとしている。

#### イ 公共調達におけるワーク・ライフ・バランスの推進方策の取組状況

各府省では、ワーク・ライフ・バランス等に関連する調査事業等において、総合評価落札方式による一般競争入札を実施する際、ワーク・ライフ・バランス等に関する評価項目を加点事由として評価項目に盛り込むこととしているが、平成 23 年度は 3 府省において 14 事業のみとなっている。

### ○ 勧告

#### (1) 国の施策・事業に関する点検・評価機能等の充実

① 複数の個別事業が含まれる施策・事業や毎年度の予算措置を必要としない施策・事業を含め、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する主要な国の施策・事業については、ロジック・モデルを作成することなどにより、設定された数値目標に対応する施策・事業を明確に位置付けること。  
(内閣府)

② 憲章及び行動指針の点検・評価を担う評価部会の活動をより実効あるものとするため、評価部会において、数値目標の達成に向けた各主体の取組状況の把握及びその効果の分析を行い、その結果に基づき国の施策・事業の見直しを行うこと。  
また、その旨を評価部会開催要綱等に明確に記載すること。  
(内閣府)

③ 同一の数値目標に対応する国の施策・事業について、関係府省間の重複の排除や連携の強化等により、施策・事業の有効性及び効率性を高める観点から連携推進会議の活用を図ること。  
また、評価部会の点検・評価結果を踏まえた国の施策・事業の見直しを連携推進会議の機能として位置付け、その旨を連携推進会議開催要綱等に明確に記載すること。  
(内閣府)

#### (2) 指標の設定等に関する見直しの実施

数値目標の達成に向けた現状の把握及び国の施策・事業の効果のよりきめ細かな把握・検証に資するため、フリーターの割合、若年層の不本意非正規の割合、メンタルヘルスケアに関する措置内容別の事業所の割合、勤務先における制度に基づく在宅型テレワーカーの数等について参考指標を設定するよう、見直しを行うこと。

また、在宅型テレワーカーの数については、平成 27 年以降の政策効果を的確に把握・検証するため、指標の見直しを行うこと。

さらに、保育等の子育てサービスを提供している割合（保育サービス（3歳未満児））については、子ども・子育て関連 3 法に基づく新制度における保育サービスの充実に向けた取組等を踏まえ、指標の算定方法の見直しを行うこと。  
(内閣府)

#### (3) 国の施策・事業の効果的な取組の推進

① 推進助成金事業については、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合の数値目標の達成に向けてより効果的な事業とするため、平均所定外労働時間の削減に加え、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合の削減に向けた取組を事業内容に盛り込むよう、見直しを行うこと。

また、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得の更なる推進を図るため、助成以



外の手法も含め、意欲の低い企業にもインセンティブが働き効果が広範に及ぶ施策・事業について、幅広く検討すること。  
(厚生労働省)

- ② 支援センター事業については、次の措置を講ずること。
- i) 事業場に対する周知の効果的な実施や訪問支援の適切な実施が確保されるよう事業の実施方法を検討し、その結果を踏まえ、契約内容等の見直しを行うこと。
  - ii) 都道府県労働局に対し、支援センターとの連携を適切に実施するとともに、同事業の一層の周知を図るよう指導すること。  
(厚生労働省)
- ③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等や育児・介護休業法に基づく育児のための両立支援制度に関する周知・啓発、指導等の取組については、効率的かつ効果的な実施方策を検討の上、同計画の策定等や育児休業制度の規定整備等が進んでいない中小規模の事業者等に対し、重点的に実施すること。  
(厚生労働省)
- ④ 家庭的保育事業については、家庭的保育者の確保を効果的に行っている推奨事例を収集し、市区町村等に対し情報提供を行うこと。  
(厚生労働省)
- ⑤ 放課後児童クラブについては、市区町村等に対し、余裕教室等の活用に関する推奨事例を情報提供するとともに、市区町村の担当部局と教育委員会の連携が一層図られるよう要請すること。  
(厚生労働省及び文部科学省)

(注) 評価書、要旨等については、総務省ホームページを参照。

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/ketsyuka.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html))

<b>テーマ名</b>	消費者取引に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成26年4月18日)
<b>関係行政機関</b>	消費者庁、金融庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

評価結果の概要
<p>○ <b>評価の観点</b> 消費者取引の適正化に関する各種施策が、総体としてどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p> <p>○ <b>評価の結果</b> 複雑化かつ多様化する消費者取引に関するトラブルを低減するという課題に対し、国が講じてきた各種の取組により、これらの取組の効果の一面を表象していると考えられる、全国の消費生活相談件数は、平成16年度の約181万8,000件から24年度は約72万2,000件に減少している。 また、近年の事業者規制等に係る各法令の改正については、法令改正の契機となったトラブルに係る相談件数の減少や、地方支分部局や都道府県等に対する実地調査及び消費生活相談員に対する意識等調査からも、それぞれ一定の効果が発現していると認められる。 これらのことから、数年来、国が講じてきた各種の消費者取引に関する政策は、総体としてみると、一定の効果が発現していると認められる。 一方、「消費者基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）における消費者取引の適正化に係る施策は、政府全体としては体系化されておらず、消費者基本法（昭和43年法律第</p>

78号)において「消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保」が基本理念として掲げられているのみである。加えて、いつまでにどのようなことを実現するのかといった政府全体としての目指すべき目標が明確でなく、関連する個々の施策の位置付けや相互の関連なども明らかにされていないほか、これらの施策の効果の把握のための指標の設定も不十分となっている。

#### (1) 事業者向け施策

##### ア 特定商取引法

① 平成20年の特定商取引に関する法律（昭和43年法律第78号。以下「特定商取引法」という。）改正による訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売における指定商品・指定役務制の廃止等については、訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に関する相談件数が、規制の事前評価で基準としている平成19年度と24年度を比較すると減少していること等から、効果は一定程度発現していると認められる。

② 平成24年の特定商取引法改正による訪問購入の規制対象への追加については、「貴金属等の訪問買取り」に関する相談件数が、改正に向けた一連の措置に伴い、改正特定商取引法の施行前から減少していること等から、効果は一定程度発現していると認められる。

ただし、経済産業局、都道府県等に対する実地調査では、本改正の効果の発現状況について、改正特定商取引法の施行後間もないこと等から、経済産業局及び都道府県の特定商取引法執行担当部署の51.4%が「分からない」と回答しているなど今後の相談件数の推移及び消費者被害の発生状況を注視していく必要がある。

③ 特定商取引法における執行権限の機能を十分に発揮していくためには、消費者庁、経済産業局及び都道府県間の積極的な情報共有や連携が特に重要である。

しかし、i) ノウハウ不足等の理由から行政処分等の実績が低調な都道府県、ii) 都道府県で執行ネットに適時適切に事案を登録していない状況、iii) 複数の都道府県で同一事業者に係る相談があった事案について、経済産業局や関係する都道府県間で情報共有されていたにもかかわらず、都道府県単独で行政処分を実施し、その後も他の都道府県では依然として相談が寄せられている例がみられるなど、特定商取引法における執行権限の機能が十分に発揮されていない。

##### イ 宅地建物取引業法

平成23年の宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）改正による宅地建物取引業者の勧誘に係る禁止行為の明確化については、マンションの勧誘に関する相談件数が、改正規則の施行後に大きく減少していること等から、効果は一定程度発現していると認められる。

##### ウ 割賦販売法

① 平成20年の割賦販売法（昭和36年法律第159号）改正による個別クレジット事業者に対する登録制の創設等については、個別クレジットに関する相談件数が、法施行前の平成17年度と24年度を比較すると大幅に減少しており、規制の事前評価で見込まれていた高齢者被害の減少については、特に70歳以上についてその減少割合が全体の減少割合と比べても高いこと等から、効果は一定程度発現していると認められる。

② 個別信用購入あっせんについては、平成20年の割賦販売法の改正により、都道府県知事に報告徴収、立入検査、改善命令及び業務停止命令の権限が一部付与された。しかし、多くの都道府県の割賦販売法指導監督担当部署では、指導監督の実施方針の策定等の法改正への対応がなされておらず、また、法改正による権限付与を承知していない例や、どのような場合に権限を行使できるかについて誤解している例もみられ、付与された権限を行使するための基盤が十分に整備されていない。

##### エ 貸金業法

平成18年の貸金業法（昭和58年法律第32号）改正による貸金業の適正化のための行為規制の強化等の規制の見直し等については、貸金業者や多重債務、あるいは法改正前に問題とされた取立行為や契約内容等に関する苦情・相談件数が、最も多い年度（貸金業者は19年度、多重債務及び取立行為は20年度、契約内容は21年度）と24年度を比較するといずれも減少していること等から、当初想定されていた効果は一定程度発現しているものと認められる。

ただし、偽装質屋やクレジットカードショッピング枠の現金化業者等による消費者被害がみられること等から、これらの事業者の動向や相談件数の推移及び消費者被害の発生状況を注視していく必要がある。

#### オ 商品先物取引法

平成21年の商品先物取引法（昭和25年法律第239号）改正による商品先物取引業への横断的な許可制の導入等については、商品先物取引及び海外商品先物取引に関する相談件数が、22年度と24年度を比較すると大幅に減少していることから、効果は一定程度発現していると認められる。

#### カ 金融商品取引法

- ① 平成21年の金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）改正によるFX業者に対するロスカット取引を適切に行うためのルールの整備等については、金融先物取引業協会の協会員が行うFX取引に関する苦情件数が、最も多い平成20年度と24年度を比較すると減少していること、及びFX業者等の未収金が改善され、出来高及び証拠金残高が安定的に増加していることから、効果が一定程度発現しているものと認められる。
- ② 平成23年の金融商品取引法（昭和23年法律第25号）改正による無登録業者が行った未公開株の売付けを原則無効とするなどの導入等については、未公開株に関する相談件数が、最も多い平成22年度と24年度を比較すると減少していること等から、効果は一定程度発現していると認められる。

#### キ 老人福祉法

平成23年の老人福祉法（昭和38年法律第133号）改正による有料老人ホームへの入居に係る権利金等の受領の禁止及び入居後一定期間での契約解除の場合の前払金の返還に係る契約の締結の義務付けについては、有料老人ホームの契約・解約に関する相談件数は法施行後も横ばいであるものの、施設数や入居定員数当たりでみると、法施行前に比べて減少していること等から、効果は一定程度発現していると認められる。

#### ク 法執行・指導監督における消費生活相談情報の活用

PIO-NETから得られた情報については、その活用を図っていく余地があるものと考えられ、PIO-NETの閲覧環境の整備とその利用の拡大により一層効果的な法執行・指導監督業務の実施が期待される。

一方で、PIO-NETの閲覧環境が整備されていない都道府県の法執行・指導監督担当部署に対する、消費生活相談担当部署からの個別相談事案の情報提供についての対応は、都道府県によって区々となっており、中には一切情報提供できないとしているところもみられる。

### (2) 消費者向け施策

#### ア 地方消費者行政活性化交付金による効果の把握

- ① 地方消費者行政活性化交付金の効果について、消費者庁では消費生活相談員の増加等の状況により説明しようとしているほか、消費者被害に遭った人のうち「どこに相談すればよいのか分からなかった」又は「相談する適切な相手がいなかった」人の割合を減少させることにより消費者が安心して消費できる環境整備と公正な市場形成により消費拡大が実現する等の効果を想定しているが、本効果は検証できていない。また、調査した都道府県等では、交付金の効果として相談の質の向上や消費者意識の向上等を定量的に把握しているものはない。
- ② 最も交付額の多い消費者教育・啓発活性化に関する事業の効果については、多くの都道府県等でその効果を把握しておらず、定量的に把握しているものでは、その効果が疑わしい例もみられる。
- ③ 消費生活センターや消費生活相談窓口の設置及び機能強化に関する事業については、消費生活センターを設置した市区町村の中には相談件数やあっせんにより解決した件数が極めて少ないところがみられるなどその効果が不十分となっている。

#### イ 地方公共団体における消費生活相談の実施

- ① 消費生活相談の現場における基本的な用語である「あっせん」が表す行為や作用、「斡旋解決」が表す状態等が各々の消費生活センター等によって異なっている。

また、それらの用語の使われ方の違いが、P I O - N E Tに登録された「斡旋解決」件数の多寡に影響を与え、都道府県等別の総相談件数に対する「斡旋解決」件数の割合（いわゆる「あっせん率」）に差が生じる要因の一つとなっている。

- ② 全国の消費生活センター等において平成24年1月から12月までの間に受け付けた相談の「受付情報」のP I O - N E Tへの登録所要日数は平均33.1日であり、このうち、調査した90消費生活センター等におけるセンター等別の登録所要日数をみると、最も短いところで平均3.8日、最も長いところで平均156.7日となっている。また、「受付情報」の登録の遅れは、下記エのとおり、消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づく消費者に対する注意喚起の遅れの要因の一つになっていると認められる。

ウ 財産被害に係る消費者事故等の消費者庁への通知

消費者安全法第12条2項に基づく通知（以下「安全法12条2項通知」という。）を行う場合の考え方について、各府省では、全ての消費者事故等の相談を通知としている府省がある一方で、単なる相談は通知しないとしている府省もあるなどその取扱いが区々となっており、各府省の通知件数には大きなばらつきがみられる。また、調査した都道府県の中には、当該制度を承知していないとするところが4割以上みられる。

エ 消費者に対する注意喚起

消費者庁が注意喚起を実施した財産事案に係る13事例に関し、消費生活センター等で受け付けた相談事案について、相談件数が最も多い月から注意喚起が実施された月までの期間が4か月以上となっているものが6事例みられる。

これは、全国の消費生活センター等における「受付情報」のP I O - N E Tへの登録が平均で1か月以上を要していることも要因と認められ、これを解消することにより、更に効果を発現させる余地がある。

オ 民事ルールの活用

消費生活相談員に対する意識等調査結果では、消費者取引の適正化に役立っている取組として、「民事ルールの策定」を挙げた消費生活相談員が60.8%と最も高くなっているなど民事ルールは、相談事案を解決するためのツールとしても有効なものとなっている。

カ 消費者に対する教育・啓発の実施

消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）の施行に際し作成された「消費者教育の体系イメージマップ」においては、目標を達成するために、どのような機関がどのような役割を果たしていくのかが明確でないなど関係府省における消費者教育に係る取組が一体的に進められていない。

また、調査した都道府県等において、自ら実施する教育・啓発の効果を把握しているものは約3割にとどまっているなど、その効果把握は不十分となっている。

○ 勧告

(1) 消費者取引の適正化に関する政策全体の政策目標の設定と指標の明確化

消費者庁は、その司令塔機能を発揮して政府全体としての消費者取引の適正化を推進するため、次の措置を講ずること。

- ① 消費者取引の適正化に向けた政府全体としての具体的な政策目標を設定し、当該目標達成に向けて展開しようとする個々の施策の体系化・構造化を図り、これらを次期消費者基本計画の改定に反映すること。
- ② その際、効果把握のための指標の設定を進めること。

(2) 個々の施策について講ずべき措置

ア 事業者に対する法執行・指導監督の機能強化

（特定商取引法関係）

① 特定商取引法に関する消費者被害の発生状況の把握等

消費者庁は、特定商取引法の訪問購入に係る規制について、平成24年の改正特定商取引法附則の規定も踏まえつつ、規制対象の物品及び規制対象外の物品に係る相談件数の推移並びに消費者被害の発生状況を定期的に把握し、その結果を特定商取引法の規定の施行状況の検討の際に活用すること。

② 特定商取引法の執行の機能強化

消費者庁は、特定商取引法における執行権限の機能を十分に発揮していくため、次の措置を講ずること。

- i) 都道府県に対し、標準的な調査手法等を提示するなど積極的な支援・助言を行うこと。
- ii) 都道府県に対し、執行ネットへの調査情報の登録基準を周知し、適時適切な調査情報の登録の徹底による積極的な情報共有を要請すること。
- iii) 広域的な被害が疑われる事案について、都道府県等との情報共有及びその対応に係る協議を行う場を設けるなどにより、都道府県等と積極的な連携を図ること。

(割賦販売法関係)

③ 都道府県が担う指導監督業務の支援強化

経済産業省は、都道府県が割賦販売法に基づき適切な指導監督を実施できるよう、都道府県に対し、実施方針の策定を含めた立入検査等の指導監督のノウハウの習得などについての支援・助言を行うこと。

(貸金業法関係)

④ ヤミ金等による消費者被害の発生の様態等の把握等

金融庁は、貸金業法上の登録業者ではないヤミ金等について、消費生活相談情報を集計・分析することにより、消費者被害の発生の様態等を把握するとともに、消費者庁、警察庁等と連携し、消費者に対する積極的な注意喚起等を行うこと。

イ 消費生活相談情報の法執行・指導監督業務への活用促進

消費生活センター等が受け付けた相談情報の活用により、一層効果的な法執行・指導監督の実施を図るため、次の措置を講ずること。

- i) 国土交通省は、地方整備局のP I O-N E Tの閲覧環境の整備を進め、その活用を図ること。  
また、金融庁は、本庁及び財務局のP I O-N E Tの活用の拡大を図ること。
- ii) 消費者庁は、都道府県の法執行・指導監督担当部署におけるP I O-N E Tの閲覧環境の整備方針を明らかにし、その推進を図ること。  
また、都道府県等の消費生活相談担当部署によって取扱いが異なる相談情報の提供の考え方の違いについて実態を把握すること。これを踏まえ、P I O-N E Tから得られる情報の提供に関し、標準的なルールを示すとともに、都道府県等に対し、当該ルールに沿った運営や消費生活相談担当部署から法執行・指導監督担当部署への相談情報の提供の仕組みの構築が行われるよう要請すること。
- iii) 金融庁、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省は、都道府県に対し、すでにP I O-N E Tの閲覧環境が整備されている場合にはその活用を図ることを要請するとともに、同環境が整備されていない場合には、①P I O-N E Tの閲覧環境の整備又は②上記ii)の仕組みの構築により法執行・指導監督担当部署におけるこれらの情報の活用を要請すること。

ウ 地方消費者行政活性化交付金事業の効果検証

消費者庁は、地方消費者行政活性化交付金事業の効果的かつ効率的な実施を図るため、次の措置を講ずること。

- i) 全体としての事業実施のねらいや期待される効果を明らかにし、効果把握のための指標を設定した上で、その効果を検証すること。
- ii) 特に、同交付金投入の割合が高い消費者教育・啓発に関する事業及び消費生活センター等の設置・機能強化に関する事業については、これらの事業類型ごとの目標を設定し、目標の達成状況を把握するための指標を設定した上でその効果を検証すること。
- iii) 都道府県等がこれらの交付金により実施する個々の事業の効果を把握・検証し、それを踏まえ同交付金の交付に当たって活用する仕組みを構築すること。

エ 消費生活相談の的確な実施の推進

消費者庁は、都道府県等における消費生活相談の的確な実施を推進し、その実施状況や効果を把握するための指標の一つとして「あっせん率」及び「被害回復額」を活用するため、国民生活センターと連携し、次の措置を講ずること。

- i) 消費生活相談における「あっせん」については、「消費生活相談対応マニュアル」に沿った取組が的確に捕捉できるように、P I O-N E Tへの相談情報の入力・

- 分類基準を策定すること。
- ii) 消費生活相談における「斡旋解決」、「被害回復額」等については、定義を明らかにするとともに、その基本的考え方や標準となる基準を示し、加えて、その考え方や基準に沿った取組が的確に捕捉できるように、P I O-N E Tへの相談情報の入力・分類基準を策定すること。
  - iii) 上記 i) 及び ii) に沿った消費生活相談業務の運用が行われるよう都道府県等に支援・助言・要請を行うこと。

オ P I O-N E Tへの情報登録の迅速化

消費者庁は、登録される情報の有用性にも留意しつつ、P I O-N E Tを活用した相談情報の共有、消費者への注意喚起及び事業者指導等の迅速化を図るため、次の措置を講ずること。

- i) P I O-N E Tが消費者への注意喚起及び事業者指導等の有効な情報源となっていることを踏まえ、P I O-N E Tへの登録に長期間を要している都道府県等に対し、登録の迅速化を要請すること。
- ii) 国民生活センターの中期目標の一つである「P I O-N E T刷新後における相談受付からP I O-N E Tに登録されるまでの平均日数を 10 日以内に短縮すること」の達成に向け、消費生活相談カード記載要領の改訂等の同法人の業務運営の的確な管理を行うこと。

カ 財産被害の通知制度の運用の的確化

消費者庁は、財産被害に係る安全法 12 条 2 項通知の有効性及び効率性の確保を図るため、次の措置を講ずること。

- i) 安全法 12 条 2 項通知の活用状況と効果を検証すること
- ii) その上でマニュアルの見直し、改訂を行うなど安全法 12 条 2 項に基づき通知すべき事項の一層の明確化を図ること。
- iii) 関係府省及び都道府県等に対して、上記の明確化を図った事項の周知を徹底するとともに、当該事項を踏まえた的確な運用を要請すること。

キ 消費者教育の的確な推進

消費者庁は、消費者教育推進法の理念の下に、消費者教育を前面に立って実施する都道府県等が、消費者教育の対象者の属性や特性に応じ、効果的に消費者に対する教育・啓発を進めるために、次の措置を講ずること。

- i) 関係府省と連携し、学校や見守り体制等の既存のネットワークも含め、関係する機関等の役割分担を明確にし、実施内容の充実や重点化を図るための方策を示すこと。
- ii) 消費者教育推進基本方針の中間的な見直しに向けて、消費者教育施策の推進を図るための目標及び当該目標の達成状況を測るための指標を設定した上で、消費者教育推進法に基づく円滑な施策の推進が図られるよう評価・検証を行うこと。

(注) 評価書、要旨等については、総務省ホームページを参照。

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/ketsyka.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyka.html))

次のテーマについては、平成26年度において、以下のとおり、前年度に引き続き調査・分析することとしており、評価書を作成次第、その公表等を行うこととしている。

<b>テーマ名</b>	食育の推進に関する政策評価（総合性確保評価）
<b>評価計画の概要</b>	
<p>○ <b>目的</b></p> <p>食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものとされているが、近年、国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事といった食生活の乱れ、肥満や生活習慣病の増加、「食」の安全の確保、さらには家庭における共食機会の減少等様々な課題が指摘されている。</p> <p>このような状況を受け、食育基本法（平成17年法律第63号）に基づき設置された食育推進会議（会長：内閣総理大臣）は、平成18年3月、「食育推進基本計画」（対象期間：平成18年度から22年度まで）を策定し、国は、同計画に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたところである。しかし、同計画において設定された数値目標9項目のうち7項目の目標値が達成されていない状況であった。</p> <p>また、平成23年3月には、「第2次食育推進基本計画」（対象期間：平成23年度から27年度まで）が策定され、数値目標11項目について定量的な目標値が設定され、引き続き、国において食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされている。</p> <p>他方、各府省が実施する食育の推進に関する事業の中には、行政事業レビュー等において、廃止や予算要求の縮減といった評価を受けているものがみられる。</p> <p>この政策評価は、以上のような状況を踏まえ、食育の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施するものである。</p> <p>○ <b>主な調査項目</b></p> <p>① 食育の推進に関する政策の現状</p> <p>② 食育の推進に関する政策の効果の発現状況</p> <p>○ <b>調査等対象機関</b></p> <p>内閣府、消費者庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、都道府県、市町村、関係団体等</p>	

(注) 本概要中の「総務省」は、法第2条第1項の規定に基づく「行政機関」としての総務省である。

## (2) 評価の結果の政策への反映状況

平成 23 年度において評価の結果を取りまとめた「児童虐待の防止等に関する政策評価」及び平成 24 年度において評価の結果を取りまとめた「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価」について、前回報告の状況及びその後の状況は下記アのとおりである。また、平成 25 年度において評価の結果を取りまとめた「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価」について、評価の結果の政策への反映状況は下記イのとおりである。

### ア 評価の結果の政策への反映状況（前回報告の状況及びその後の状況）

テ ー マ 名	児童虐待の防止等に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成 24 年 1 月 20 日)
関係行政機関	文部科学省、厚生労働省

(注)「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果	
○ 評価の観点	児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）等に基づき、総合的に推進することが求められている児童虐待の防止等に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価
○ 評価の結果	<p>児童虐待の防止等に関する政策については、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 児童虐待相談対応件数（以下「虐待対応件数」という。）は増加の一途であること</li> <li>② 児童虐待による死亡児童数は、年間おおむね 50 人ないし 60 人前後で推移し、減少していないこと</li> <li>③ 当省の調査結果において、児童虐待の i) 発生予防、ii) 早期発見、iii) 早期対応から保護・支援及び iv) 関係機関の連携の各施策における効果の発現状況をみると、iii) 早期対応から保護・支援については一定の効果がみられたものの、残りの施策についてはいずれも不十分なものとなっていること</li> </ol> <p>から、政策全体としての効果の発現は不十分であると考えられ、以下のような問題・課題の解消が必要となっている。</p> <p>(1) 児童虐待の発生予防に係る取組状況</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業は、3 歳未満の児童の虐待防止に効果が認められるが、両事業を未実施の市町村や、乳児家庭全戸訪問事業の訪問率が低調な市町村がみられた。また、両事業は 3 歳以上の児童の虐待防止には効果が乏しく、両事業のみでは、虐待対応件数の大幅な減少は見込めない。</p> <p>当省の政策評価の途上で、厚生労働省は、平成 23 年 7 月、妊娠・出産・育児期における保健・医療・福祉の連携体制の整備や妊娠等に関する相談窓口の整備等を要請する通知を都道府県、政令指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区に発出している。</p> <p>(2) 児童虐待の早期発見に係る取組状況</p> <p>ア 関係機関における早期発見に係る取組</p> <p>調査した保育所及び小・中学校において、児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか判断に迷った結果通告しなかった事例や、児童虐待のおそれを認識してから通告までに長期間（1 か月以上）を要している事例がみられた。</p> <p>当省の政策評価の途上で、文部科学省は、平成 22 年 8 月、都道府県教育委員会等に対し、児童虐待のおそれを発見した場合には、その確証がないときであっても速やかに通告しなければならないことについて、改めて学校等への周知を要請しているが、小・中学校におけるその後の速やかな通告の実施状況については、点検・確認を行っていない。</p> <p>イ 早期発見に係る広報・啓発</p> <p>児童相談所全国共通ダイヤルのアナウンスの中には連絡者や連絡内容に関する秘密が守</p>



られる旨のコメントが入っていない。また、都道府県等が作成しているリーフレット等の中には連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨の記載がないものがみられた。

(3) 児童虐待の早期対応から保護・支援に係る取組状況

ア 児童相談所及び市町村における対応体制等

(ア) 虐待対応件数等の報告

児童相談所及び市町村における虐待対応件数等の報告状況について都道府県等に確認したところ、適切な報告を行っているものはみられなかった。

(イ) 児童相談所及び市町村における対応体制

児童福祉司及び市町村担当者の資質向上のための対策等に関しては、①研修の機会が十分に確保されていないまま事案を担当せざるを得ない、②経験豊富な担当者の配置が少ない、③バーンアウト対策が十分とはいえない状況となっている。

(ウ) 児童相談所と市町村の役割分担

全 1,750 市町村のうち児童相談所との役割分担の取決めはないものが 1,253 市町村 (71.6%) となっており、役割分担が明確になっていないことも原因となって児童相談所の対応が遅れたと考えられる事例もみられた。

イ 安全確認の実施

調査した児童相談所及び市町村において安全確認までに 3 日以上要した事例も一部みられた。

当省の政策評価の途上で、厚生労働省は、児童虐待の通告のあった児童に対する安全確認の徹底を図るため、平成 22 年 8 月に通知を、9 月には手引きを発出している。しかし、通知及び手引きは市町村を対象にしておらず、また、厚生労働省は、児童相談所におけるその後の安全確認の実施状況について、点検・確認を行っていない。

ウ 児童及び保護者に対する援助等

(ア) 一時保護所の整備

調査した一時保護所において、①年間の平均入所率が 9 割を超えるところ、②混合処遇を実施しているところ、③児童指導員として教員 O B 等が配置されていないところがみられた。

(イ) 保護者に対する援助

保護者への援助の結果、悪化・再発事例も一部発生しており、その原因は、①保護者の養育態度が改善されなかったものや②アセスメント（調査）が不十分なものが多い。特に、児童相談所は、市町村に比べ、①の割合が悪化・再発いずれにおいても高い。児童福祉司及び市町村担当者は、保護者への援助に苦慮しており、効果的な保護者援助に資する保護者指導プログラムに関する情報を求めている。

また、援助指針等決定時や対応終了時に独自のアセスメントシートを利用している児童相談所及び市町村における悪化率、再発率は、利用していない児童相談所及び市町村に比べて低い。

当省の政策評価の途上で、「社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」において、家庭裁判所から都道府県知事に保護者指導の勧告を行う際に勧告の内容を保護者に伝達できるような対応を図ることについて検討すること等が提言されている。

(ウ) 児童相談所と児童養護施設等との連携

入所児童について児童相談所が作成する援助指針が児童養護施設等に提供されていない事例等がみられた。

(エ) 死亡事例等の検証

都道府県等において、過去に「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」の検証結果で指摘された課題等と同様の指摘が都道府県等の検証結果でも指摘されているなど、過去の検証結果を活用できていないと考えられる状況がみられた。

エ 社会的養護体制の整備

(ア) 児童養護施設等の整備

「子ども・子育て応援プラン」（平成 16 年 12 月 24 日少子化社会対策会議決定）における小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の整備目標は達成されていない。

情緒障害児短期治療施設において、入所の対象となる児童や、児童に対するケアへの考え方が施設によって異なる状況がみられた。

(イ) 里親委託の推進

認定・登録された里親の約 6 割が未委託となっており、高齢化が一因であるとの意見が聴かれたが、厚生労働省は未委託里親の実態を把握していない。

また、里親等委託率の実績は、子ども・子育て応援プランの目標を下回っており、都

道府県別にみると較差がみられた。

さらに、里親支援機関事業を実施した都道府県等における事業実施後の認定・登録里親数と里親等委託率は必ずしも伸びていない状況がみられた。

(4) 関係機関の連携状況

児童虐待が発生しているにもかかわらず、要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議及び実務者会議が1回も開催されていない市町村がみられた。

※ 下表の「政策への反映状況」の□で囲んだ箇所（その後の状況）は、前回報告（平成25年6月21日）以降に関係行政機関がとった措置である。

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>(1) 児童虐待の発生予防に係る取組の推進</p> <p>① 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施していない市町村並びに乳児家庭全戸訪問事業の訪問率が低調な市町村がみられる原因を分析した上で、必要な改善措置を講ずること。 (厚生労働省)</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施していない、あるいは、乳児家庭全戸訪問事業が低調な原因を分析するため、平成24年2月から市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して調査を実施し、平成24年12月に調査結果を取りまとめ、併せて各都道府県、指定都市及び児童相談所宛て事務連絡により情報提供した（管内市区町村に対する情報提供も依頼）。当該事務連絡において、乳児家庭全戸訪問事業で訪問できなかった家庭に対しては、訪問できなかった理由や背景を調べ、今後の支援や見守りの検討につなげるよう依頼した。</p> <p>なお、各都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対し、本政策評価結果を踏まえ、管内市町村において、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業をいまだ実施していない場合は、その実施について管内市町村へ働きかけるよう、「児童虐待の防止等に関する政策評価（総務省統一性・総合性確保評価）について」（平成24年2月23日付け雇児総発0223第1号、雇児保発0223第1号、各都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、保育課長通知。以下「平成24年2月23日通知」という。）により要請した。</p> <p>さらに、全国厚生労働関係部局長会議（平成24年1月20日、25年2月20日）、全国児童福祉主管課長会議（平成24年2月27日、25年3月15日）、全国児童相談所長会議（平成24年3月14日）及び全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議（以下、総称して「全国会議」という。）において、全市町村での乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施を促進するため、都道府県等に対し管内市町村への働きかけを要請した。</p> <div data-bbox="679 1682 1398 1966" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>平成23年度の乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施率はそれぞれ92.3%及び62.9%であったが、24年度にはそれぞれ94.1%及び67.3%に上昇した。平成25年度においては、引き続き、全国厚生労働関係部局長会議（平成26年1月22日）及び全国児童福祉主管課長会議（平成26年2月26日）において、全市町村での乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施を促進するため、都道府県等に対し管内市町村への働きかけを要請した。</p></div>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>② 児童虐待の発生予防について、更なる効果的な取組を検討すること。</p> <p>ただし、厚生労働省は、妊娠・出産・育児期の児童の虐待の発生予防については、平成23年7月の通知（注）発出後の地方公共団体における取組状況を踏まえ、発生予防の効果的な取組を検討すること。</p> <p>（文部科学省・厚生労働省）</p> <p>（注）「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成23年7月27日付け雇児総発0727第4号・雇児母発0727第3号、都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長及び母子保健課長通知）及び「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」（平成23年7月27日付け雇児総発0727第1号・雇児福発0727第1号・雇児母発0727第1号、都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長及び母子保健課長通知）。</p>	<p>（文部科学省）</p> <p>文部科学省に設置された「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」が平成24年3月に取りまとめた報告書において、特に児童虐待防止の取組を強化することが社会的な課題となっており、その発生予防に資するよう親の学びの支援や孤立防止のためのつながりづくりを一層進めることが必要であるとの認識の下、親の育ちを応援する学習プログラムの充実、親子と地域のつながりをつくる取組の推進、支援のネットワークをつくる体制づくりに関する方策もその中で提言された。</p> <p>これを踏まえ、児童虐待等家庭をめぐる問題の複雑化等を背景に社会全体の協働による家庭教育支援の活性化を図ることを目的に、全国の地方公共団体の家庭教育支援担当者、家庭教育支援チーム、NPO、関係団体等が一堂に会する全国家庭教育支援研究協議会を平成24年11月に開催した。その中で「親の孤立化や児童虐待予防への効果的な取組方策」を分科会のテーマに、福祉行政分野の専門家も参加し、地域における親支援プログラムの実践事例や家庭教育支援チームによるアウトリーチ活動の報告を基に、児童虐待予防の観点から、これらの取組の意義等について協議を行った。協議の成果として、虐待のリスクとして、親のストレスや悩み、社会的な孤立や援助者の不在が挙げられるが、それに対応する取組として、地域人材によるアウトリーチ支援が有効であること、また、子どもの成長や発達を理解するための親支援プログラムの提供が有効であること等が改めて確認された。</p> <p>なお、本協議会の内容を広く周知するため、また、研修等で活用できるよう、本分科会の様子を収録したDVDを都道府県・指定都市教育委員会へ配布した。</p> <p>また、全国家庭教育支援研究協議会の成果も踏まえ、以下の取組 i)、 ii) の必要性を地方公共団体、学校、NPO、家庭教育関係団体等を対象とする各種会議等において説明するとともに学校と地域人材の連携による課題を抱えた家庭への対応事例についても情報提供することにより、地方公共団体による児童虐待防止に資する取組を積極的に促していく。さらに、取組 i)、 ii) について補助事業により推進していく。また、平成25年度は、家庭教育支援体制の強化を図るため、地域の身近な小学校等に保護者等への家庭教育に関する情報提供や相談対応を行う家庭教育支援員の配置を補助事業の1項目として盛り込んだ。</p> <p>i) 孤立防止のためのつながりづくりを一層進めるため、地域人材（主任児童委員や児童委員を含む。）を中心にきめ細やかな活動を組織的に行う仕組みとしての「家庭教育支援チーム」型の支援を推進する。</p> <p>ii) 子どもとのコミュニケーションや保護者が抱えるストレスへの対処方法等について、気付きや学び合いを促すための体験型やワークショップ形式の学習プログラムや講座を開発し、充実させる。</p> <p>さらに、全国家庭教育支援研究協議会での成果を踏まえ、平成25年度の新規の委託事業により、児童虐待などの社会的課題を抱え孤立しがちな家庭に対する支援を、国と地方公共団体が共同により実証研究として実施し、更なる効果的な取組の開発・検証を行う予定としている。</p> <p>加えて、中高生など将来親になる世代を対象に、乳幼児</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>と触れあう機会の提供を図ったり、親になることや、子どもとの関わり方、自他の生命を大切にすることについて学べるようにするなど、児童虐待防止に資する取組を推進する。</p> <p>なお、上記検討委員会の報告書は、国のみならず地方公共団体の施策の指針ともなることから、平成 24 年 4 月に都道府県、指定都市及び中核市の教育委員会等に対して同報告書を送付するとともに、同報告書の趣旨を踏まえた家庭教育支援の取組の推進について依頼した。</p> <p>このほか、同年 5 月に開催された全国社会教育主事研究協議会において、全国の社会教育主事に対して、中学校区でスクールソーシャルワーカーを中心として子育てサポーターや専門支援員を配置し、課題を抱える家庭に対し、家庭訪問等による相談を行ったりするネットワークを児童虐待防止に資する取組として情報提供したところである。</p> <p>加えて、厚生労働省との連名による通知「児童委員・主任児童委員の積極的な活用による児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進について」（平成 21 年 3 月 16 日付け各都道府県・指定都市・中核市教育委員会及び民生主管部長等宛て）、「生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の積極的な相互連携について」（平成 22 年 9 月 16 日付け各都道府県・指定都市・中核市教育委員会及び民生主管部長等宛て）により教育分野と福祉分野との相互連携を促し、教育分野や福祉分野の関係者を対象とした全国的な会議等において周知徹底を図っているところである。今後も厚生労働省との緊密な連携の下、児童虐待予防にも資する家庭教育支援の充実に取り組んでいく。</p> <p>平成 25 年度は、「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」により、児童虐待などの社会的課題を抱え孤立しがちな家庭への地域人材によるサポート体制の構築のため、全国で実証的調査研究を実施した。今後は、当該事業により得られた効果、地域課題解決のノウハウ等について、ホームページでの情報提供や全国的規模で関係者が集まる大会の開催等を通じ、各地域における課題解決に資する取組に対する理解が深まるよう、周知・広報を行っていくこととしている。</p> <p>また、「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」により、身近な地域において、保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、自治体の取組を支援し、就学時健康診断や保護者会など多くの親が集まる機会を活用した学習機会の提供、家庭教育支援チーム等による様々な家庭の状況に応じた訪問型支援も含む情報提供や相談対応のほか、親の学びのための学習プログラムの作成や、講座の進行役となるファシリテーター等地域人材の養成などの様々な家庭教育支援の活動が実施された。</p> <p>さらに、平成 25 年 9 月に、孤立しがちな保護者や効果的な取組等を検討するため、「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」を設置し、平成 26 年 3 月に「審議の整理」を取りまとめた。</p> <p>この中で、「地域社会から孤立し、様々な問題を抱え、主体的な家庭教育ができなくなっているおそれのある保護者に対しては、家庭訪問等により、直接、家庭に働きかけ、個別に情報提供したり、学校のほか、保健福祉</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>部局など関係機関と連携して、困難を軽減し、学びの場や地域社会への参加を促す取組も重要である。特に、訪問型支援を行うに当たっては、全ての子供や家庭を対象とし、状況を把握している保健所や学校などと連携して行うことが望ましい。また、チーム員が自ら訪問を行うだけでなく、他の子育て・家庭教育支援団体や支援者と連携して家庭訪問等の支援のネットワークを広げることにも効果的と考えられる。」との提言を受けた。</p> <p>平成 26 年度は、検討委員会の「審議の整理」を踏まえて、「家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援事業」を実施し、児童虐待などの社会的課題を抱え孤立しがちな家庭に対する訪問型家庭教育支援の先進的な取組を支援し、その効果を検証・分析して広く周知することで、全国的に家庭教育支援におけるアウトリーチ型支援を推進していくこととしている。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>① 死亡事例において、生後間もない子どもを始めた乳幼児期の子どもの多くを占めている状況にあり、特に妊娠・出産・育児期の児童虐待の発生予防が重要である。このため、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」(平成 23 年 7 月 27 日付け雇児総発 0727 第 4 号・雇児母発 0727 第 3 号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長及び母子保健課長通知)及び「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」(平成 23 年 7 月 27 日付け雇児総発 0727 第 1 号・雇児福発 0727 第 1 号・雇児母発 0727 第 1 号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長及び母子保健課長通知。以下「平成 23 年 7 月通知」という。)により、地方公共団体に対して取組を促しており、現在、平成 23 年 7 月通知発出後の地方公共団体における取組状況についての現状を調査している。</p> <p>今後は、同調査結果を取りまとめ、これも踏まえつつ、発生予防に係る更なる効果的な取組を検討の上、必要な措置を講ずることとしている。</p> <p>② 平成 23 年 7 月通知に基づく、妊娠期からの養育支援を特に必要とする家庭の把握と継続的な支援のための連携体制の整備及び管内市町村や医療機関等の関係機関への周知について、都道府県等に対し改めて平成 24 年 2 月 23 日通知により要請した。</p> <p>③ 平成 23 年 7 月通知を踏まえた発生予防の取組である、妊娠等について悩みを抱える者が相談しやすい体制の早急な整備及び妊娠期からの養育支援を特に必要とする家庭の把握と継続的な支援のための連携体制の整備を推進するほか、妊娠期から養育についての支援が必要と認められる「特定妊婦」への支援、医療機関との積極的な連携による対応を図るとともに、近い将来親となる若年者に対する広報・啓発に取り組むよう都道府県、保健所設置市等に対し「『子どもの虐待による死亡事例等の検証結果等について(第 8 次報告)』を踏まえた対応について」(平成 24 年 7 月 26 日付け雇児総発 0726 第 1 号、雇児母発 0726 第 1 号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知。以下「平成24年7月26日通知」という。)により要請した。</p> <p>④ 平成24年1月以降に開催した全国会議において、地域の実情を踏まえた児童虐待の発生予防のための相談体制及び連携体制の整備などを要請した。</p> <p>⑤ 市区町村の児童福祉・母子保健等の関係部署、要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)の調整機関等における養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援に関して、具体的に留意すべき事項を示した「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」(平成24年11月30日付け厚生労働省雇児総発1130第1号、雇児母発1130第1号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)を发出し、虐待の発生予防のための取組を要請した。</p> <p>⑥ 児童相談所及び市区町村の児童福祉・母子保健等の関係部署、要対協の調整機関における医療機関との連携について留意すべき事項を示した「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」(平成24年11月30日付け厚生労働省雇児総発1130第2号、雇児母発1130第2号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)を发出し、虐待の発生予防のための取組を促した。</p> <p>⑦ 平成24年10月19日に児童虐待防止対策に関する関係府省庁と関係団体が意見交換などを行う「児童虐待防止対策協議会(第16回)」を開催し、関係団体に対し、児童虐待防止のための取組を要請した。また、議題として「若年者などに向けた虐待予防に関する理解の促進」を特に取り上げ、若年者などに向けた啓発等の取組の推進を要請した。</p> <p>⑧ 平成24年11月の児童虐待防止推進月間において、児童虐待防止のための啓発用ポスター・リーフレットの全国配布、インターネットテレビ(政府広報)の放映、厚生労働省広報誌への特集記事の掲載などを行い、集中的な広報・啓発を実施した。</p> <p>⑨ 近い将来親になる若者たちが児童虐待防止に係る啓発活動を行うことにより、児童虐待問題への関心を高め、虐待の予防につなげていくことを目的として、「学生によるオレンジリボン運動」の実施を大学等(7校)に呼びかけ、実際に実施してもらった(平成24年10月～11月に実施)。取組状況については、平成25年3月に厚生労働省ホームページに掲載し、紹介した。</p> <p>⑩ 市区町村等における児童虐待防止の啓発に活用してもらうため、乳児の泣きに関する理解と対処法を解説し、児童虐待の一つである「乳幼児揺さぶられ症候群」の予防を図るための啓発DVDを作成し、平成25年3月に全国に配布した。</p> <p>⑪ 薬局・薬店関係団体に対し、地方自治体や関係団体が作成する妊娠検査薬を購入する人向けの妊娠等に関する相談窓口等を記したカード等の薬局・薬店での配置に協力いただくよう、平成25年3月27日付け事務連絡により要請した。</p> <p>⑫ 平成25年2月20日開催の全国厚生労働関係部局長会議及び25年3月15日開催の全国児童福祉主管課長会議</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>において、児童虐待の発生予防に係る取組の更なる推進を要請した。</p> <p>① 「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」(平成23年7月27日付け雇児総発0727第4号・雇児母発0727第3号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長及び母子保健課長通知)及び「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」(平成23年7月27日付け雇児総発0727第1号・雇児福発0727第1号・雇児母発0727第1号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長及び母子保健課長通知)発出後の地方公共団体における取組状況について調査を行い、25年3月28日に調査結果を取りまとめた(平成23年度母子保健事業の実施状況)。</p> <p>この調査結果によれば、「妊娠等について相談できる窓口の周知を行っている」(93.4%)、「妊娠期からの養育支援を必要とする家庭を把握した際には、医療機関と相互に情報共有を図っている」(90.1%)、「虐待防止体制として、児童福祉部署の担当者や医療機関等との連携体制を整備している」(93.1%)など、大半の市町村で前出の「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」及び「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」に基づく取組がなされている状況であるが、全国厚生労働部局長会議(26年1月22日)において、実効性のある連携の在り方や実施方法について引き続き検討するよう都道府県等に対して要請した。</p> <p>② 都道府県、保健所設置市等に対し「『子どもの虐待による死亡事例等の検証結果等について(第9次報告)』を踏まえた対応について」(平成25年7月25日付け雇児総発0725第1号・雇児母発0725第1号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知。以下「平成25年7月25日通知」という。)により、引き続き従前の関係通知に基づく取組を推進するよう要請するとともに、妊婦が精神疾患を抱えている場合には、産科のみならず、精神科医療機関も要保護児童対策地域協議会の構成員に加える等により連携を図ることや、都道府県の母子保健担当部署が、管内市町村と産科医療機関との連携体制の整備や情報提供に係る基準の策定等、市町村と医療機関との連携強化を積極的に支援することなどを要請した。</p> <p>③ 「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」(平成25年6月11日付け厚生労働省雇児総発0611第1号・雇児母発0611第1号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)を発出し、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」(平成24年11月30日付け厚生労働省雇児総発1130第1号・雇児母発1130</p>

<p>勧告</p>	<p>政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)</p>
<p>(2) 児童虐待の早期発見に係る取組の推進 ア 保育所及び小・中学校における取組の推進 ① 市町村に対し、保育所における速やかな通告を徹底するよう要請すること。 (厚生労働省)</p>	<p>第1号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)に基づく虐待の発生予防のための取組の徹底を要請した。</p> <p>④ 平成26年3月31日に、児童虐待防止医療ネットワーク事業に関する検討会において「児童虐待防止医療ネットワーク事業推進の手引き」を取りまとめた。また、医療機関での児童虐待に対応する組織の立ち上げや、地域での児童虐待防止医療ネットワークの構築などに活用できるように、同日付けで、各都道府県、政令市及び特別区宛てに本手引きを送付し、関係団体等への本手引きの周知を依頼したところである。</p> <p>⑤ 平成25年10月11日に児童虐待防止対策に関する関係府省庁と関係団体が意見交換などを行う「児童虐待防止対策協議会(第17回)」を開催し、関係団体に対し、児童虐待防止のための取組を要請した。また、議題として「若年者などに向けた虐待予防に関する理解の促進」を特に取り上げ、若年者などに向けた啓発等の取組の推進を要請した。</p> <p>⑥ 平成25年11月の児童虐待防止推進月間において、児童虐待防止のための啓発用ポスター・リーフレットの全国配布、インターネットテレビ(政府広報)の放映、厚生労働省広報誌への特集記事の掲載などを行い、集中的な広報・啓発を実施した。</p> <p>⑦ 「学生によるオレンジリボン運動」について、平成25年度においては、実施校を24年度の7校から113校に拡大して本格的に実施し、その取組状況については、平成26年3月に厚生労働省ホームページに掲載し、紹介した。</p> <p>⑧ 平成25年3月に全国の市町村等に配布した、児童虐待の一つである「乳幼児揺さぶられ症候群」の予防を図るための啓発DVDについて、同年11月に厚生労働省ホームページに動画を掲載し、国民一般に周知を行った。</p> <p>⑨ 引き続き、全国厚生労働関係部局長会議(平成26年1月22日)及び全国児童福祉主管課長会議(平成26年2月26日)において、関係通知・事業等に基づく児童虐待の発生予防に係る取組の更なる推進を要請した。</p> <p>(厚生労働省) 児童虐待の早期発見のため、保育所を利用している子どもの虐待が疑われる場合には、保育所において市町村又は児童相談所へ速やかな通告を徹底することを管内市町村及び保育関係者へ周知するよう、都道府県等に対し平成24年2月23日通知により要請した。</p> <p>毎年11月の児童虐待防止推進月間において、児童虐待防止のための啓発用ポスター・リーフレットを全国配布し、保育所等の関係機関へ掲示・配布されることにより、児童虐待が疑われる場合等の通告について周知を図っている。</p>



勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>② 平成 22 年 8 月に発出した課長通知(注)を踏まえた小・中学校における児童虐待の通告の実施状況を把握し、その結果、速やかな通告の徹底が必要な場合には、その原因を分析した上で、速やかな通告の徹底方策を検討すること。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>(注) 「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の対応の徹底について(通知)」(平成22年8月13日付け22初児生第20号、都道府県教育委員会担当課長、各指定都市教育委員会担当課長、都道府県私立学校主管課長、附属学校を置く国立大学法人学長宛て、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)。</p> <p><b>イ 早期発見に係る広報・啓発の充実</b></p> <p>児童相談所全国共通ダイヤルのアナウンスに、連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨のコメントを入れること。</p> <p>また、都道府県等及び市町村に対し、広報・啓発媒体に、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られる旨の記載をするよう要請すること。</p> <p>(厚生労働省)</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>平成 24 年 1 月に都道府県教育委員会教育長等に対し、本勧告の指摘事項を示し、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても速やかな通告をすること等について一層の周知徹底を図るよう通知した(平成 24 年 1 月 30 日付け各都道府県教育委員会教育長等宛て文部科学省生涯学習政策局長通知)。</p> <p>また、同年 3 月にも、学校現場における通告を一層推進するため、一般的な主観により児童虐待が認められるであろうという場合は通告義務が生じること、児童虐待に係る保護者等への対応は児童相談所等と連携して行うこと、保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわないこと等通告を行う際の留意事項を示した(平成 24 年 3 月 29 日付け各都道府県教育委員会教育長等宛て文部科学副大臣通知)。</p> <p>さらに、同年 3 月、各都道府県教育委員会等に対して、小・中学校における児童虐待の通告の実施状況に関する調査を実施し、同調査結果について取りまとめ、その内容の確認及び分析を行っているところであり、今後、同調査結果により状況を把握した結果、速やかな通告の徹底が必要な場合には、その原因を分析した上で、速やかな通告の徹底方策を検討してまいりたい。</p> <div data-bbox="679 1021 1401 1473" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 24 年 3 月、各都道府県教育委員会等に対して、小・中学校における児童虐待の通告の実施状況に関する調査を実施し、同調査結果について取りまとめたところ、児童虐待の疑いがある場合の児童相談所等への通告については、1 か月以内に行われており、適切に対応されていたため、改めて速やかな通告の徹底についての通知等は行っていない。</p> <p>しかしながら、学校現場における速やかな通告を一層徹底するために、各都道府県等の生徒指導担当者が出席する平成 26 年 1 月 30 日の都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議において、児童虐待防止対策や子供虐待防止に関わる学校と教員のケア機能について厚生労働省の担当者による行政説明を行うなど、継続的な指導を行っている。</p> </div> <p>(厚生労働省)</p> <p>平成 24 年 9 月に全国共通ダイヤルのアナウンスに、連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨のコメントを入れた。</p> <p>また、広報・啓発媒体の作成に当たっては、通告者や通告内容の秘密は守られる旨明記することを児童相談所及び管内市町村に周知するよう、都道府県等に対し平成 24 年 2 月 23 日通知及び平成 24 年 7 月 26 日通知により要請した。</p> <div data-bbox="679 1827 1401 1957" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>広報・啓発媒体の作成に当たっては、通告者や通告内容の秘密は守られる旨明記することを児童相談所及び管内市町村に周知するよう、引き続き都道府県等に対し平成 25 年 7 月 25 日通知により要請した。</p> </div>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>(3) 児童虐待の早期対応から保護・支援に係る取組の推進</p> <p>ア 児童相談所及び市町村における担当者の資質の向上等</p> <p>(7) 虐待対応件数の適切な把握・公表</p> <p>都道府県等から虐待対応件数等の報告に誤りが生じないよう、記入要領等を見直すこと等によりの確な虐待対応件数等を把握・公表すること。 (厚生労働省)</p> <p>(イ) 児童福祉司及び市町村担当者の資質の向上</p> <p>都道府県等及び市町村に対し、児童福祉司及び市町村担当者の十分な研修の機会の確保、必要な経験年数を踏まえた人員配置及びバーンアウト対策の推進を要請すること。 (厚生労働省)</p> <p>(ウ) 児童相談所と市町村の役割分担の明確化</p> <p>都道府県等及び市町村に対し、児童相談所と市町村の役割分担についての具体例を示し、役割分担の文書による取決めを行うよう要請するなどにより、役割分担の明確化を推進すること。 (厚生労働省)</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>平成 25 年度の福祉行政報告例の記入要領を見直し、平成 25 年 3 月に都道府県等に対して示した。</p> <p>平成 25 年度の福祉行政報告例の記入要領を見直し、平成 25 年 3 月に都道府県等に対して示した。今後、都道府県等の報告内容を集計し、平成 26 年度中に虐待対応件数等を公表する予定である。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>児童福祉司の積極的な配置のほか、児童福祉司及び市町村担当者の十分な研修機会の確保、必要な経験年数を踏まえた人員配置及びバーンアウト対策の推進について、平成 24 年 2 月 23 日通知により要請した。</p> <p>また、都道府県等に対し、新任時の研修について最低限盛り込むべき研修の内容や実施方法について示した「児童相談所及び市町村の職員研修の充実について」(平成 24 年 2 月 23 日付け雇児総発 0223 第 2 号、都道府県、指定都市、児童相談所設置市宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)を発出し、計画的な研修の実施を要請した。</p> <p>加えて、児童相談所と市町村において業務量に見合った職員の配置による体制整備及び専門職の採用や外部専門家の活用の促進、経験年数を踏まえた人員配置等による専門性の確保に努めることについて、都道府県、保健所設置市等に対し平成 24 年 7 月 26 日通知により要請した。</p> <p>また、平成 25 年 2 月 20 日開催の全国厚生労働関係部局長会議及び 25 年 3 月 15 日開催の全国児童福祉主管課長会議において、児童相談所や市区町村における適切な人材確保や研修の充実について更なる取組を要請した。</p> <p>引き続き、全国厚生労働関係部局長会議(平成 26 年 1 月 22 日)及び全国児童福祉主管課長会議(平成 26 年 2 月 26 日)において、地方交付税措置に基づく児童相談所における児童福祉司の積極的な配置や「児童虐待・DV 対策等総合支援事業」を活用した児童の安全確認等のための体制強化に努めるよう要請するとともに、都道府県等による研修の実施の推進、国の関係機関が実施する専門的な研修への積極的な受講といった更なる取組を要請した。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>児童相談所と市町村の役割分担については、両者の認識の共有や連携体制の協議を行い、役割分担の明確化を図るよう、児童相談所へ指導するとともに管内市町村へ要請するよう、都道府県等に対し平成 24 年 2 月 23 日通知により要請した。</p> <p>また、児童相談所と市町村がそれぞれ虐待相談の窓口を担う上で、双方の対応の漏れを防ぎ、事例の進展に応じて円滑にケースを移管できるよう、役割分担の基準の策定について配慮することを都道府県、保健所設置市等に対し平成 24 年 7 月 26 日通知により要請した。</p> <p>さらに、市区町村の児童家庭相談業務、要対協の設置・</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>イ 速やかな安全確認の実施</p> <p>① 平成22年8月に発出した課長通知及び同年9月に発出した「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」を踏まえた児童相談所における安全確認の実施状況を把握し、その結果、いまだ速やかな安全確認がなされていない場合は、その原因を分析した上で、速やかな安全確認の徹底方策を検討すること。</p>	<p>運営状況並びに乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施状況等に係る市町村調査の結果を取りまとめ、平成24年12月に公表し、併せて各都道府県、指定都市及び児童相談所宛て事務連絡により情報提供した(管内市区町村に対する情報提供も依頼)。本事務連絡において、市区町村と児童相談所の役割分担について、取決めがなされていない市区町村は、児童相談所と協議の上、役割分担の目安となる基準、ルールの策定するよう要請した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>児童相談所と市町村がそれぞれ虐待相談の窓口を担う上で、双方の対応の漏れを防ぎ、事例の進展に応じて円滑にケースを移管できるよう、役割分担の基準の策定について配慮することを引き続き都道府県、保健所設置市等に対し平成25年7月25日通知により要請した。</p> <p>また、平成26年度「児童虐待・DV対策等総合支援事業」の実施事業の一つとして、新たに「市町村との連携強化事業」を創設し、児童相談所OB等が、市町村職員とチームを組んで児童虐待防止対策に取り組むなど、都道府県(児童相談所)による市町村への支援を強化し、適切な役割分担の下に相互連携の促進を図るための予算措置を講じた。</p> </div> <p>(厚生労働省)</p> <p>速やかな安全確認の実施については、平成24年1月以降に開催した全国会議において、目視による安全確認の徹底、臨検・捜索も視野に入れた立入調査や一時保護の実施、虐待者本人との面接を含めた家族全体の調査・診断・判定の実施、関係機関等との情報共有などについて適切な対応を行うよう、都道府県等に対し改めて要請した。</p> <p>また、警察庁と協議の上、警察からの通告受理後の対応についての情報提供体制に関し、書面で取決めをするなどにより警察と連携した子どもの安全確認及び安全確保を徹底するよう、都道府県等に対し、「児童虐待への対応における警察との連携の推進について」(平成24年4月12日、各都道府県・指定都市・児童相談所設置市宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)により要請した。</p> <p>加えて、通告等があった家庭について、住民登録がなく居住者が判明しない場合や、居住実態が確認されない場合に必要な対応や児童の安全を最優先に考えて安全確認に努めるよう、都道府県、保健所設置市等に対し平成24年7月26日通知により改めて要請した。</p> <p>さらに、今後、児童相談所等の体制整備に関する調査において、各児童相談所における安全確認に関するルールへの対応状況について調査することを検討中である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成25年度の児童相談所等の体制整備に関する調査により、虐待通告がなされた際の安全確認に要する時間を定めた「時間ルール」の24年度中の運用状況について調査を行った。その結果、時間ルールどおりに確認できなかったケースは約8%であった。確認できなかったケースの中には、「受理が集中した」「休日・休前日の受理だった」という理由もあったことから、「児童虐待・DV対策等総合支援事業」を活用した児童の安全確認等のための体制強化に努めるよう平成26年度の全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議において要請することとしている。</p> </div>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>② 市町村に対し、速やかな安全確認の実施を徹底するよう要請すること。 (以上、厚生労働省)</p>	<p>i) 平成 24 年 1 月以降に開催した全国会議において、目視による安全確認の徹底や、虐待者本人との面接を含めた家族全体の調査・診断・判定の実施、関係機関等の情報共有などについて、適切な対応を行うことを管内市町村に要請するよう、都道府県等に対し改めて要請した。</p> <div data-bbox="683 510 1401 739" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>i) 前出の「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」により、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」において示された留意点に基づく取組の推進とともに、乳幼児を対象とする保健・福祉サービスを受けていない家庭など、虐待発生リスクが高い家庭への対応といった児童虐待の発生予防に係る取組の徹底を要請した。</p> </div> <p>ii) 速やかな安全確認に向けた体制を整備するとともに、対応に苦慮した場合、児童相談所その他の関係機関と連携して対応する方法を検討することを管内市町村に要請するよう、都道府県等に対し平成 24 年 2 月 23 日通知により要請した。</p> <p>iii) 乳幼児健康診査等を受けていない家庭等について、市町村の児童福祉担当部署と母子保健担当部署が連携し、必要な場合には、児童の状況の確認や要対協を活用して支援を行うよう、都道府県、保健所設置市等に対し平成 24 年 7 月 26 日通知により要請した。</p> <p>iv) 市区町村の児童福祉・母子保健等の関係部署、要対協の調整機関等における養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援に関して、具体的に留意すべき事項を示した「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」(平成 24 年 11 月 30 日付け厚生労働省雇児総発 1130 第 1 号、雇児母発 1130 第 1 号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)を发出し、市区町村の関係部署や児童相談所等の関係機関が連携して、虐待発生リスクが高いと考えられる家庭の把握や児童の安全確認・安全確保のための対応を行うよう要請した。</p> <p>v) 平成 25 年 2 月 20 日開催の全国厚生労働関係部局長会議及び 25 年 3 月 15 日開催の全国児童福祉主管課長会議において、目視による安全確認の徹底や、虐待者本人との面接を含めた家族全体の調査・診断・判定の実施、関係機関等の情報共有などについて、適切な対応を行うことを管内市町村に要請するよう、都道府県等に対し改めて要請した。</p> <div data-bbox="683 1729 1401 1957" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>v) 引き続き、全国厚生労働関係部局長会議(平成 26 年 1 月 22 日)及び全国児童福祉主管課長会議(平成 26 年 2 月 26 日)において、目視による安全確認の徹底や、虐待者本人との面接を含めた家族全体の調査・診断・判定の実施、関係機関等の情報共有などについて、適切な対応を行うことを管内市町村に要請するよう、都道府県等に対し改めて要請した。</p> </div>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>ウ 児童及び保護者に対する援助等の充実・強化</p> <p>(7) 一時保護所の充実</p> <p>① 年間平均入所率が9割を超える一時保護所の解消方策及び混合処遇の改善の促進方策を検討すること。</p> <p>② 一時保護所における長期入所児童への教育・学習指導の機会を確保するため、一時保護所への教員OB等の配置の促進方策を検討すること。 (以上、厚生労働省)</p> <p>(イ) 保護者に対する援助の充実強化</p> <p>① 保護者指導プログラムに関する情報の収集及び整理を進め、都道府県等及び市町村に対して情報提供を行うこと。 また、「社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」における提言も踏まえ、児童相談所が行う保護者に対する援助が効果を上げる方策を検討すること。</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>平成23年度における一時保護所に関する調査結果も踏まえ、必要に応じて一時保護所の定員を増加させることや、適切な一時保護委託の実施により混合処遇の改善を図るよう都道府県等に対して要請することを予定している。 なお、平成24年度から、児童相談所から一時保護委託を受ける里親等に対し、児童入所施設等措置費で新たに一時保護委託手当を支弁することとし、一時保護所の混雑軽減と混合処遇の改善に資する措置を講じた。</p> <div data-bbox="679 607 1394 770" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成25年7月の全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議において、児童相談所一時保護所の改善について、基本的な考え方や具体的な改善例を示し、地域の実情に応じた必要な環境改善に積極的に努めるよう、都道府県等に対し要請した。</p> </div> <p>平成23年度における一時保護所での教員OB等の配置状況に係る調査結果も踏まえ、教員OB等の配置促進を都道府県等に対して要請することを検討している。</p> <div data-bbox="679 936 1394 1099" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成25年7月の全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議において、一時保護所における児童の学習支援のため、児童相談所における教員OB等の配置状況を周知するとともに、一層の教員OB等の活用を図るよう、都道府県等に対し要請した。</p> </div> <p>(厚生労働省)</p> <p>平成24年度中に全国の児童相談所に対して保護者指導プログラムの実態等について調査を実施し、その結果を踏まえ、都道府県等及び市町村への情報提供等の必要な取組を検討する予定である。 また、保護者の特徴に応じた適切なプログラムの選択に関する研究の実施について検討しているところである。 保護者に対する援助が効果を上げる方策については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第28条の規定に基づく承認審判において、家庭裁判所から都道府県知事に対して行う保護者指導の勧告を保護者にも事実上伝達することとする運用の改善を図るため、平成24年3月に「児童相談所運営指針」(平成2年3月5日付け児発第133号、都道府県・指定都市・児童相談所設置市宛て、厚生省児童家庭局長通知)を改正し、家庭裁判所による保護者指導に関する勧告が保護者指導の上で効果的に行われるよう、児童相談所が家庭裁判所に対して勧告を求めるべきケースの事例、児童相談所から家庭裁判所に対して、家庭裁判所が勧告の内容を保護者に伝達するよう上申する手続の方法や留意点等について示した。</p> <div data-bbox="679 1832 1394 2029" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成24年度及び25年度の2か年にわたり厚生労働科学研究により実施した「児童虐待事例の家族再統合等に当たっての親支援プログラムの開発と運用に関する研究」の結果が26年5月31日までに報告される予定であり、当該結果を児童相談所等に周知することとしている。</p> </div>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>② 都道府県等及び市町村に対し、児童相談所及び市町村が援助指針・方針の決定や対応終了の判断をする際には、保護者及び児童に対する適切なアセスメント（調査）を実施するよう要請するとともに、児童虐待の状況について適切な判断を行うためのアセスメントシートを提示し、これを積極的に利用するよう要請すること。また、都道府県等及び市町村に対し、援助指針・方針の定期的な見直しの徹底を要請すること。 (以上、厚生労働省)</p> <p>(ウ) 児童相談所と児童養護施設等との連携の推進 都道府県等に対し、児童相談所から児童養護施設等への速やかな援助指針の提供を行うよう要請すること。 (厚生労働省)</p> <p>(イ) 死亡事例等の検証結果の活用の促進 都道府県等に対し、OJTや研修などに事例検証委員会が実施した死亡事例等の検証結果を踏まえたケーススタディを盛り込むよう要請するなど、事例検証委員会が実施した死亡事例等の検証結果の活用を促すこと。 (厚生労働省)</p>	<p>援助指針・方針の決定やケース終了の際の適切なアセスメントの実施、援助指針の定期的な見直しの徹底、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）別表（家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト）の積極的な活用及びこれらの管内市町村への要請について都道府県等に対し平成24年2月23日通知により要請した。</p> <p>また、各自治体が作成しているアセスメントシートを含む虐待対応マニュアルを収集し、このうち参考となる事例について「子どもの虹情報研修センター」の援助機関向けサイトに掲載し、併せて、都道府県、指定都市及び児童相談所に対して情報提供を行った（平成25年3月）。</p> <div data-bbox="679 703 1394 1057" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「子ども虐待対応の手引きの改正について」（平成25年8月23日付け雇児総発0823第1号、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）において、アセスメント指標の種類として、①在宅での支援の必要性を判断するためのもの、②通告受理時に一時保護の適否を判断するためのもの、③施設入所措置を解除して家庭復帰する際の適否を判断するためのもの、などを例示するとともに、従来から掲載している家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト等に加えて、新たに在宅支援におけるアセスメントシートの例を掲載した。</p> </div> <p>(厚生労働省) 入所児童に関する援助指針は児童相談所から児童養護施設等へ速やかに提供するよう、都道府県等に対し平成24年2月23日通知により要請した。</p> <div data-bbox="679 1249 1394 1447" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>前出の「子ども虐待対応の手引きの改正について」において、「児童相談所は、入所・委託にあたって、各種診断を元に総合診断をして援助指針を策定するが、これらを含む子どもと家族の情報を施設や里親等に対して十分に提供し、その後の支援方針（自立支援計画）の策定に協力しなくてはならない。」という記述を追加した。</p> </div> <p>(厚生労働省) 都道府県等において児童福祉司及び市町村担当者向けの研修を実施するに当たっては、検証結果を踏まえたケーススタディを盛り込むなどして検証結果を活用するよう、都道府県等に対し平成24年2月23日通知及び平成24年7月26日通知により要請した。</p> <p>また、平成24年1月以降に開催した全国会議において、検証結果については、児童福祉司、市町村職員等の児童虐待防止に関わる職員等の研修等で積極的に活用するよう、都道府県等に対し要請した。</p> <p>さらに、平成25年2月20日開催の全国厚生労働関係部局長会議及び25年3月15日開催の全国児童福祉主管課長会議において、検証結果については、児童福祉司、市町村職員等の児童虐待防止に関わる職員等の研修等で積極的に活用するよう、都道府県等に対し改めて要請した。</p> <div data-bbox="679 1998 1394 2060" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>都道府県等において児童福祉司及び市町村担当者向けの研修を実施するに当たっては、検証結果を踏まえた</p> </div>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>エ 社会的養護体制の整備の推進 (7) 児童養護施設等の整備の推進</p> <p>① 児童養護施設等の小規模化について、目標が達成されていない要因を分析し、その促進方策を検討すること。</p> <p>② 入所児童に占める被虐待児童の割合の増加を踏まえ、情緒障害児短期治療施設の在り方を明確にすること。 (以上、厚生労働省)</p>	<p>ケーススタディを盛り込むなどして検証結果を活用するよう、引き続き都道府県等に対し平成 25 年 7 月 25 日通知により要請した。</p> <p>また、引き続き全国厚生労働関係部局長会議（平成 26 年 1 月 22 日）及び全国児童福祉主管課長会議（平成 26 年 2 月 26 日）において、児童福祉司、市町村職員等の児童虐待防止に関わる職員等の研修等で検証結果を積極的に活用するよう、都道府県等に対し改めて要請した。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>児童養護施設等の小規模化の推進については、平成 23 年 7 月に「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」で取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」に、小規模化の促進方策として、人員配置基準の見直しのほか、職員の力量の向上のための研修の充実等を盛り込んでおり、これに沿って取組を進めている。</p> <p>なお、その第一段階として、平成 24 年度予算においては、全ての小規模グループケアに管理宿直等職員を配置できるようにしたり、賃貸物件を活用して実施する場合には、賃借料を月額 10 万円まで措置費に算定できるようにするとともに、現行、例えば児童養護施設（小学生以上）6：1 の配置を 5.5：1 とするなど、基本的人員配置を 30 数年ぶりに引き上げた。</p> <p>児童養護施設等の小規模化の推進については、平成 23 年 7 月に「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」で取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」に、小規模化の促進方策として、人員配置基準の見直しのほか、職員の力量の向上のための研修の充実等を盛り込んでおり、これに沿って取組を進めている。</p> <p>なお、平成 26 年度予算においては、受入児童数の拡大等を実施するとともに、小規模グループケア「743 か所→1,059 か所」、地域小規模児童養護施設「240 か所→293 か所」と箇所数を引き上げた。</p> <p>また、政府の子ども・子育て会議では、子ども・子育て支援新制度における量的拡充と質の改善のため、「0.7 兆円の範囲で実施する事項」として、児童養護施設の職員配置の引上げ（5.5:1→4:1）等について盛り込まれたところである。</p> <p>平成 23 年 7 月に「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」で取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」において、社会的養護関係施設の種別ごとに運営指針を策定することとされたことに基づき、平成 24 年 3 月に情緒障害児短期治療施設の施設運営指針を策定し、当該施設は、「心理的困難や苦しみを抱え日常生活の多岐にわたり生きづらさを感じて心理治療を必要とする子どもたちを入所又は通所させて治療を行う施設である。入所治療は原則として数か月から 2～3 年程度の期間とし、家庭復帰、児童養護施設などへの措置変更を行い、通所、アフターケアとしての外来治療を行いながら地域で生活していくことを支援していく。」といった運営理念とともに、96 項目の指針を示し、情緒障害児短期治療施設の在り方を明確にした。</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>(イ) 里親委託の推進</p> <p>里親の普及及び委託を促進するため、里親等委託率の低い都道府県におけるその理由や未委託里親の実態等の分析を行った上で、里親支援機関事業の効果的な実施の在り方について検討すること。 (厚生労働省)</p> <p>(4) 関係機関の連携強化</p> <p>要対協(注)の個別ケース検討会議及び実務者会議の機能が適切に発揮されるような運営方を検討し、市町村に対し、個別ケース検討会議及び実務者会議の活性化を図るよう要請すること。 (厚生労働省)</p> <p>(注) 要保護児童対策地域協議会。</p>	<p>情緒障害児短期治療施設の在り方については、平成24年3月の施設運営指針によって明確化を行っているところである。</p> <p>なお、平成24年度から、社会的養護関係施設の運営の質の向上を図るために、施設運営の手引書編集委員会を設立し、情緒障害児短期治療施設を始めとする施設種別ごとの運営指針に基づき、施設運営の考え方、必要な知識、実践的な技術や工夫などをまとめた「運営ハンドブック」を編集中である。同ハンドブックは厚生労働省ホームページ上に掲載する予定である。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>都道府県等に対する里親委託が進まない理由についてのアンケート調査や里親委託率を大きく伸ばした都道府県等の取組内容についての調査の結果等を踏まえ、平成24年3月に、児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインを改正し、里親への定期的な訪問回数の設定や、児童相談所が中心となり里親支援機関と役割を分担、連携して里親支援を行うことなど、里親支援の取組内容、体制整備について都道府県等に示し、積極的な取組を促している。</p> <p>また、里親支援機関事業についても、平成24年3月に実施要綱を改正し、児童相談所、乳児院等の施設及び里親との連携を図りつつ、施設から里親への子どもの委託を総合的に推進するための里親委託等推進委員会を都道府県単位及び児童相談所単位で設置することを明確にした。</p> <p>これらのほか、平成24年度から新たに、里親支援機関である児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置するとともに、25年3月に、里親等委託率を大幅に伸ばした自治体の里親委託推進の取組をまとめた「事例集」を各自治体に周知し、活用を促したところである。</p> <p>「社会的養護の課題と将来像」においても、今後、里親などへの委託率をおおむね3分の1(平成22年度末時点:12.0%)にしていくことを示したところである。</p> <p>子ども・子育て会議における審議等を踏まえて取りまとめられた「子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)」においても、都道府県に対し、目標とする里親などへの委託率を設定した上で、里親の開拓や里親支援の充実の取組について、子ども・子育て支援法第62条第1項に基づき、基本指針に即して都道府県が定めることとされている「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」に記載するよう盛り込んでいるところである。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>① 個別ケース検討会議及び実務者会議について、管内市町村における好事例を収集し、管内市町村に収集した好事例を情報提供するなどして、管内市町村に両会議の活性化を図ることを要請するよう、都道府県等に対し平成24年2月23日通知により要請した。</p> <p>② 要対協の機能強化のため、管内市町村に調整機関の会議運営能力やケースをアセスメントする専門性の確保及び業務量に相当する人員配置等の体制整備に努めることを要請するよう都道府県、保健所設置市等に対し平成24年7月26日通知により要請した。</p> <p>③ 平成24年1月から3月までにかけて、当省アフターサービス推進室において、要対協を積極的に活用してい</p>



勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>る地方公共団体に対し、効果的に運用するための方法や工夫点の調査を実施し、同年 12 月に結果を「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の実践事例集」としてとりまとめ、地方自治体に対して情報提供した。</p> <p>④ 平成 25 年 2 月 20 日開催の全国厚生労働関係部局長会議及び 25 年 3 月 15 日開催の全国児童福祉主管課長会議において、「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の実践事例集」を参考としつつ、要保護児童対策地域協議会の機能強化の取組を推進するよう都道府県等に対して、管内市区町村への周知を要請した。</p> <p>引き続き、全国厚生労働関係部局長会議（平成 26 年 1 月 22 日）及び全国児童福祉主管課長会議（平成 26 年 2 月 26 日）において、「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の実践事例集」を参考としつつ、要保護児童対策地域協議会の機能強化の取組を推進するよう都道府県等に対して、管内市区町村への周知を要請した。</p>

(注) 評価書、要旨等については、総務省ホームページを参照。  
([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/ketsyuka.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html))

テーマ名	法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成 24 年 4 月 20 日)
関係行政機関	法務省、文部科学省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果
<p>○ 評価の観点 法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策について、法務省及び文部科学省の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p> <p>○ 評価の結果 法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策については、「司法制度改革推進計画」（平成 14 年 3 月 19 日閣議決定）が決定された平成 13 年度から 23 年度までの間に法曹人口が 1.6 倍に増加している（平成 13 年度 2 万 1,864 人→23 年度 3 万 5,159 人）。この間、法科大学院が創設され、また、法科大学院の教育と、司法試験及び司法修習の制度との連携を十分に確保することを目的として、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成 14 年法律第 139 号）が施行されたが、これらの連携については、法務省及び最高裁判所による法科大学院への教員の派遣、教材の提供などの一定の取組が行われている。これらにより、法科大学院修了者が受験する新司法試験が開始された平成 18 年から 23 年までの間に、1 万 1,105 人の司法試験合格者が生まれ、法学未修者（注）からも 3,860 人の合格者が生まれている。これにより、結果として、i) 弁護士の増大による弁護士ゼロ・ワン地域のほぼ解消、ii) 弁護士会及び地方公共団体による法律相談窓口の増加など、国民の法的サービスへのアクセス改善のための基盤整備等の効果がみられた。</p> <p>(注) 法学未修者とは、法科大学院における法学既修者認定試験に合格し、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると法科大学院が認める者（法学既修者）以外の者をいう。標準修業年限は、法学未修者については 3 年（専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号。以下「設置基準」という。）第 18 条第 2 項）、法学既修者については 2 年（設置基準第 25 条第 1 項及び第 2 項）とされている。</p>

一方、今回の調査の結果、以下のような課題がみられる。

- i) 法曹人口の拡大については、「司法制度改革推進計画」において、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成 22 年ころには司法試験の合格者数を年間 3,000 人程度とすることを目指すとされているが、22 年の合格者数は 2,133 人、23 年は 2,069 人と目標達成率は 7 割程度となっている。しかし、法曹に対する需要は、司法制度改革審議会意見書で予想されたほどには拡大・顕在化しておらず、法曹の利用者である国民の立場からみても、ただちに目標値を達成しなければならないほどの大きな支障は確認されていない。また、現状の 2,000 人程度の司法試験合格者数であっても弁護士の就職難が発生し、これにより OJT が不足し弁護士の質の低下が懸念されているが、年間合格者数の目標値についての検討はされていない。
- ii) 法科大学院修了者の司法試験合格率については、「規制改革推進のための 3 か年計画」（平成 19 年 6 月 22 日閣議決定）において、目標値（例えば約 7～8 割）が例示されている。しかし、法科大学院修了後 5 年間の受験機会を経た後の合格率（累積合格率）は、司法試験受験者が法学既修者のみであった平成 17 年度修了者については、69.8%と例示された合格率のほぼ下限に達したが、法学未修者も含む 18 年度修了者については、49.5%にとどまっており、単年度の合格率をみても法学未修者が受験開始した 19 年は 40.2%であったものが 23 年には 23.5%に低下している。また、法学未修者の司法試験合格率は取り分け低迷しており、23 年の合格率は法学既修者が 35.4%であるのに対し法学未修者は 16.2%となっている。
- iii) 文部科学省は、法科大学院の入学者の質の向上を図るため、平成 21 年度から、法科大学院に対し、入学者選抜試験における適性試験の最低基準点の設定や入学者選抜における競争倍率 2 倍以上の確保、入学定員の削減を含む組織の見直しを求めているほか、入学者の多様性の確保等を求めている。  
しかし、適性試験については、法科大学院入学後の成績や司法試験の成績との相関がないとの指摘があるが、その検証等は行われておらず、調査対象校及び調査対象年度を拡大し、改めて調査、分析を行うことが課題となっている。  
文部科学省は、法科大学院の志願者が減少し、入学試験の競争倍率が低く、質の高い入学者を確保することが困難であること、修了者の多くが司法試験に合格しない状況が継続していること等から、法科大学院に対し、入学定員の削減などの法科大学院の組織の適正化について自ら主体的に検討することを求めている。しかし、定員充足率や入学者数が極端に少なく、教育の質を確保する観点から、実入学者数に見合った入学定員の見直しが求められる法科大学院もみられる。その際、実入学者数に見合った定員削減が困難な法科大学院が生ずるとみられ、法科大学院として撤退することも想定されるが、その場合、在籍学生の教育に支障が生じないよう十分な措置が必要である。  
司法制度改革審議会意見書においては、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法学部以外の学部出身者や社会人等を一定割合以上入学させるなどの措置を講じるべきであるとされており、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成 15 年文部科学省告示第 53 号）において、3 割以上となるよう努めるものとされている。しかし、その割合は、平成 17 年度には 45.6%であったものが、23 年度には 32.0%に低下しており、全体としては努力目標を確保しているが、その割合は長期低下傾向にあり、また、努力目標が未達成の法科大学院もあり、その中には長期に渡って未達成のものもある。さらに、法科大学院の法学未修者コースがこれらの者の主な受け皿となっているが、これまで行われてきた定員削減については、法学未修者のみの削減や法学未修者の削減率が大きくなっており法科大学院の制度設計に反することがないよう注意することが必要である。
- iv) 文部科学省は、法科大学院に対して、修了者の質を確保する観点から、厳格な成績評価及び修了認定の徹底、法科大学院における共通的な到達目標の設定による法科大学院間の学修のばらつきの解消、法学未修者教育の充実を促している。  
厳格な成績評価及び修了認定の徹底により、法科大学院において、進級率及び標準年限修了率の低下がみられる。しかし、司法試験の合格率は低下していることから、一部の法科大学院においては厳格な成績評価及び修了認定が徹底されていない可能性がある。また、共通的な到達目標としては、現在公表されている共通的到達目標モデル（第 2 次修正案）が関係機関においておおむね適切であるとの認識が多くみられるが、その策定は進んでおらず、法科大学院間の学修のばらつきは、解消されていない。さらに、入学者に占める退学者・除籍者の割合や法科大学院修了直後の司法試験を受験しない「受け控え者」の割合から、法学既修者に比べて法学未修者は質の確保の観点で課題がみられる。法学未修者の法科大学院志願者が減少すると、多様な者を法曹として養成するという制度の理念に十分対応できなくなる

おそれがある。しかし、文部科学省及び中央教育審議会法科大学院特別委員会では、平成 24 年 3 月現在、法学未修者教育の充実のため、今後いかなる施策を行っていくべきか検討されているものの、具体的な方針や取組等は示されていない。

v) 国立の法科大学院に対しては国立大学法人運営費交付金が、私立の法科大学院に対しては、私立大学等経常費補助金特別補助の法科大学院支援が交付されており、文部科学省は、平成 24 年度から、法科大学院の組織の自主的・自律的な見直しを促すため、これら公的支援の見直しを実施している。見直しの指標は、入学試験の競争倍率（2 倍未満）及び司法試験合格率（3 年連続して全国平均の半分未満等）の 2 つの指標の両方に該当することである。しかし、この見直し指標については、法学未修者の司法試験合格率が法学既修者に比べて低いことから、法学未修者を中心に教育を行っている法科大学院の司法試験合格率が低迷していること、また、競争倍率又は司法試験合格率が相当期間改善されない法科大学院であっても、もう一方の指標が該当しないことから、公的支援の見直し対象とならないことを踏まえる必要がある。また、競争倍率については、意図的に合格者数を減少させることで、2 倍以上を確保することが可能であることから、見直し指標について定員充足率を加味したものに改める必要がある。

vi) 法科大学院教育と司法試験との連携については、新司法試験開始当初から、司法試験委員会により、法科大学院における教育や受験者の学習に適切な指針となるよう司法試験に関する情報の提供が行われている。これについて、「規制改革推進のための 3 年計画（改定）」（平成 20 年 3 月 25 日閣議決定）において、試験の出題趣旨のほか、採点実感、採点方針等出題に関する情報をできるだけ詳細に公表することとされ、これを受けて情報提供が行われているが、採点実感に法科大学院教育に求めるものなどの記述がないものがみられ、更なる情報提供が求められる。

また、文部科学省は、法科大学院における教育の質の向上を図るため、法科大学院に対し、自校修了者について司法試験の合格状況を分析することを求めており、平成 22 年度から、法科大学院修了者の司法試験の合格状況を含む進路について認証評価の対象としている。しかし、司法試験の受験は法科大学院修了後であり、また、受験機会が法科大学院修了後 5 年間あることから、各法科大学院では法科大学院修了者の受験動向の把握自体が困難な場合もある。

vii) 文部科学省は、法科大学院修了者の進路の把握が認証評価の対象となった経緯も踏まえ、各法科大学院に対し、法科大学院修了者の進路の把握及び就職支援を求めている。司法試験の合格率が低迷し、大量の不合格者が発生しており、受験資格喪失者も平成 23 年度で 4,252 人発生し、特に不合格者の進路を把握する必要があるが、調査した 38 法科大学院において進路が把握できていない不合格者は、修了者の約 3 割となっており、5 年間継続して把握している法科大学院はない。また、法曹以外の道を目指す修了者への就職支援を行っていない法科大学院が約 3 割みられる。

※ 下表の「政策への反映状況」の  で囲んだ箇所（その後の状況）は、前回報告（平成 25 年 6 月 21 日）以降に関係行政機関がとった措置である。

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び <input type="checkbox"/> その後の状況)
<p>1 法曹人口の拡大</p> <p>司法試験の合格者数に関する年間数値目標については、これまでの達成状況との乖離が大きく、また、法曹・法的サービスへの需要の拡大・顕在化も限定的であることから、これまで及び今後の弁護士活動領域の拡大状況、法曹需要の動向、法科大学院における質の向上の状況等を踏まえつつ、速やかに検討すること。</p>	<p>(法務省)</p> <p>政府においては、平成 23 年 5 月から、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の申合せにより、「法曹の養成に関するフォーラム」を開催し、法曹人口の在り方を含む法曹養成制度全般について検討を行っており、平成 24 年 5 月 10 日に論点整理を取りまとめた。</p> <p>その後、平成 24 年 8 月 3 日に公布・施行された裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 54 号）及びその法案審議の際の衆議院法務委員会附帯決議に基づ</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
(法務省)	<p>き、政府における検討体制をより強力なものとするため、「法曹の養成に関するフォーラム」に替えて、平成 24 年 8 月 21 日閣議決定により、内閣に「法曹養成制度関係閣僚会議」（以下「閣僚会議」という。）が設置され、その下に「法曹養成制度検討会議」（以下「検討会議」という。）が設置された。</p> <p>同年 8 月 28 日に開催された第 1 回検討会議では、主に法曹有資格者の活動領域の在り方についての検討が行われた。また、同年 9 月 20 日に開催された第 2 回検討会議では、今後の法曹人口の在り方について、総務省の勧告も踏まえ、これまで及び今後の弁護士の活動領域の拡大状況、法曹需要の動向、法科大学院における質の向上の状況等やそれらに関する各種データを踏まえた検討が行われている。</p> <p>なお、同年 9 月 11 日、平成 24 年司法試験の結果が発表され、合格者数は、2,102 人であった。検討会議においては、この結果も踏まえて議論が行われている。</p> <p>検討会議においては、法科大学院制度、司法試験制度、法曹有資格者の活動領域の在り方等についての議論も踏まえて、第 10 回検討会議において、再度法曹人口についての検討を行ったところであり、この結果も踏まえて、今後、パブリックコメントを実施した上で、検討の結果を取りまとめる予定である。</p> <p>閣僚会議は、この検討会議の意見等を踏まえつつ、平成 25 年 8 月 2 日までに検討を加えて、一定の結論を得る予定であり、法務省としては、閣僚会議及び検討会議での議論を通じて、総務省の勧告も踏まえ、司法試験の合格者数に関する年間数値目標について、具体的な検討を行う予定である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>平成 24 年 8 月 21 日閣議決定により設置された法曹養成制度検討会議において、平成 25 年 6 月 26 日、意見が取りまとめられた。</p> <p>司法試験の合格者数に関する年間数値目標については、同取りまとめにおいて、質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下、全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることに変わりはないとしつつも、現在の法曹養成制度を取り巻く状況に鑑みれば、現時点において、司法試験の年間合格者数を 3,000 人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠くとされた。また、今後の法曹人口の在り方については、当面、このような数値目標を立てることはせず、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、あるべき法曹人口について提言をなるべくその都度検討を行う必要があり、そのために、その時点における法曹有資格者の活動領域等の状況及び法科</p> </div>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>2 法科大学院教育</p> <p>(1) 法科大学院教育の目標の達成状況</p> <p>司法試験合格率の向上を目指し、法科大学院における教育の質の向上を一層推進すること。その際、未修者教育の一層の強化を推進すること。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>大学院、司法修習や弁護士に対する継続教育等の法曹養成制度の状況・規模等を踏まえ、法曹人口についての必要な調査を行うとともに、その結果を2年以内に公表すべきであり、その後も継続的に調査を実施するべきであるとされた。</p> <p>これを踏まえ、平成25年7月16日、同取りまとめを是認する内容の法曹養成制度関係閣僚会議決定がなされたことにより、司法試験の年間合格者数の数値目標は、事実上撤回された。</p> <p>政府においては、法曹の養成に関する制度の在り方について、同閣僚会議決定を踏まえ、平成25年9月17日、内閣官房長官を議長とし、関係6大臣で構成する法曹養成制度改革推進会議を開催し、また、その下で法曹養成制度改革顧問会議を開催することとして、内閣官房に置かれた法曹養成制度改革推進室において、あるべき法曹人口について提言をするべく、同顧問会議からの意見を聴きながら、27年7月15日を期限として、司法試験合格者数に関する年間数値目標の検討に関するものも含め、必要な調査等を実施しており、司法制度等を所管している法務省としては、調査等について、必要な協力をしているところである。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>平成24年7月19日に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「法科大学院特別委員会」という。）において、「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」が取りまとめられた。</p> <p>文部科学省としては、法科大学院修了生が社会の様々な分野で活躍することや司法試験合格率の向上等を目指し、法科大学院における教育の質の向上を一層推進するため、本提言を踏まえ、平成24年7月20日に「法科大学院教育改善プラン」を策定・公表し、今後は、法科大学院教育の成果の積極的な発信、課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の適正化、教育体制の見直し等の取組の加速、法学未修者教育の充実及び法科大学院教育の質の改善等の促進を図るための改善方策に取り組む。</p> <p>また、法学未修者教育の充実については、法科大学院特別委員会の下に設置された「法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ」（以下「未修者教育WG」という。）において、平成24年11月30日に、法学未修者教育の現状と課題及びその充実方策に関する、「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」が取りまとめられ、文部科学省では、これを受けて、今後、法学未修者教育の一層の強化を図るため、その具体的方策について検討する。</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>(2) 入学者の質の確保 ア 適性試験の活用 法科大学院における入学者の質を確保する観点から、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関関係の有無について、第三者的立場の者を含めて改めて検証し、相関関係が立証できない場合には、適性試験実施機関に対し適性試験の改善を求めること。 (文部科学省)</p>	<p>法科大学院における教育の質の向上について、平成25年7月の法曹養成制度関係閣僚会議決定においては、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していくために、政府として、講ずべき措置の内容及び時期が示されたところである。さらに、平成25年9月からは、政府における新たな検討体制として、法曹養成制度改革推進会議及び法曹養成制度改革顧問会議が設置され、上記関係閣僚会議決定で提示された検討事項について、今後2年(平成27年7月)を目途に検討し、結論を得るべく審議が進められているところである。</p> <p>このような中、文部科学省としては、上記関係閣僚会議決定等を踏まえ、法科大学院に対する公的支援の見直しの更なる強化策を公表(平成25年11月11日)した。また、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会において、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(平成26年3月31日)が取りまとめられた。</p> <p>今後、これらを踏まえ、公的支援の見直しの更なる強化策などを活用し、課題が深刻な法科大学院に対する連携・連合、改組転換の促進、「適格認定の厳格化」など認証評価結果に応じた組織見直しの促進、今後の法科大学院の定員の在り方や法的措置を含めた組織見直しの更なる促進方策の在り方の整理による法科大学院の規模の適正化に関する改善方策の提示や、共通到達度確認試験(仮称)の基本設計・試行、法律基本科目をより重点的に学べる仕組みの具体化等の法学未修者教育の充実などによる法科大学院教育の質の向上に関する取組を進める。</p> <p>(文部科学省) 法科大学院全国統一適性試験を共同で実施するために関係団体で組織した適性試験管理委員会と協力しつつ、適性試験の成績と司法試験の可否との関連性の検証等を行い、平成24年12月6日の法科大学院特別委員会において、その結果が適性試験管理委員会から報告された。同報告においては、適性試験の成績と司法試験の可否について一定の関連性があること等が報告された。</p> <p>文部科学省としては、今後、第三者的立場の者も含めた適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関関係の更なる検証について、その具体的な進め方等を検討する。</p> <p>文部科学省としては、今後、第三者的立場の者も含めた適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関関係の更なる検証について、その具体的な進め方等について引き続き検討を続ける。</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>イ 競争性の確保</p> <p>法科大学院における入学者の質を確保する観点から、依然として競争倍率が2倍を下回っている法科大学院に対し、更なる取組を促していくこと。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>法科大学院特別委員会の下に設置された「法科大学院教育の質の向上に関する改善状況調査ワーキング・グループ」(以下「改善状況調査WG」という。)による調査において、平成24年度の調査では、競争倍率が2倍を下回っている法科大学院等に対するヒアリングの実施及び調査結果の公表により、総務省の勧告を踏まえた更なる改善を促した。</p> <p>また、新たに、文部科学省が公表した「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」(平成24年9月7日)において、「競争倍率2倍の確保」については、特に状況が悪い場合は競争倍率の指標にのみ該当する場合であっても公的支援の更なる見直しの対象とすることや、新たに追加された入学定員充足率の指標よりも競争倍率の指標がより重視されるよう、削減額に傾斜をつけるなど、入学者選抜における競争性の確保について、各法科大学院の更なる取組を促した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「競争倍率2倍の確保」については、文部科学省が公表した「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」(平成24年9月7日)に基づき、各法科大学院が競争倍率2倍の確保に取り組み、競争倍率2倍未満の法科大学院は、平成24年度の13大学から25年度の7大学に減少している。</p> <p>また、法曹養成制度関係閣僚会議で決定された「法曹養成制度改革の推進について」(平成25年7月16日)では、法科大学院に対し、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策の検討、実施など抜本的な組織見直しに早急に取り組むことが求められた。このため、文部科学省においては、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」(平成25年11月11日)において、課題が深刻な法科大学院の抜本的組織見直しを早急に促す観点から、現行の公的支援の見直しの更なる強化を図ることとし、その中で、前年度の入学者選抜における競争倍率が2倍未満の場合は公的支援に係る加算率を減ずることとするなどの措置を平成27年度予算から実施することを予定しており、入学者選抜における競争性の確保について各法科大学院の取組を促している。</p> </div>
<p>ウ 入学定員の削減</p> <p>法科大学院における教育の質を確保する観点から、定員充足率が向上しない法科大学院に対し、実入学者数に見合った更なる入学定員の削減を求めること。</p> <p>その際、定員規模が小さい法科大</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>法科大学院特別委員会の下に設置された改善状況調査WGによる調査において、平成24年度の調査から新たに入学定員充足率が5割に満たない法科大学院や入学者が1桁であった法科大学院等に対するヒアリングを実施し、その調査結果を公表するなど、各法科大学院における入学定員の更なる適正化や組織の見直しなどの取組を進める</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>学院については、実入学者数に見合った定員削減が困難なものが生ずるとみられるが、法科大学院の撤退によって在籍学生の教育に支障が生じないよう、法曹養成制度の理念、地域バランス等も勘案しながら、他の法科大学院との統廃合についても検討しておくこと。</p> <p>また、法曹養成制度改革の理念を維持する観点から、各法科大学院に対し、入学定員の削減に当たっては未修者の確保に配慮するよう促すこと。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>ことを促した。</p> <p>また、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」(平成24年9月7日)において、「入学定員の充足率」を公的支援の見直しのための指標として新たに追加し、各法科大学院が入学定員の削減を含めた更なる自主的・自律的な組織見直しに取り組むことを促した。</p> <p>法科大学院の統廃合等の組織見直しに関しては、閣僚会議の下に設置された検討会議において、議論がなされているところである。</p> <p>また、個々の法科大学院における自主的・自律的な組織見直しに関し、当該法科大学院に対し、在籍学生の教育への配慮や、入学者のうち非法学部出身者や社会人経験者が3割以上となるよう、適切な対応を促しているところである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>法科大学院特別委員会の下に設置された改善状況調査WGによる調査において、引き続き定員充足率等に課題を抱える法科大学院に対するヒアリングを実施し、その調査結果を公表するなど、各法科大学院における入学定員の更なる適正化や組織の見直しなどの取組を促進している。この結果、平成26年度の入学定員は、ピーク時の19年度の5,825人から3,809人となっている。</p> <p>このような中、法曹養成制度関係閣僚会議で決定された「法曹養成制度改革の推進について」(平成25年7月16日)では、法科大学院に対し、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策の検討、実施など抜本的な組織見直しに早急に取り組むことが求められた。このため、文部科学省においては、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」(平成25年11月11日)に基づき、入学定員と実入学者数との差を縮小させるため、現在の入学定員の充足率を参考に算定した公的支援の基礎額を設定することとし、平成27年度予算から実施する予定である。また、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(平成26年3月31日)において、公的支援の見直しの強化策などを活用し、課題が深刻な法科大学院について、連携・連合、改組転換を促すとともに、「適格認定の厳格化」などにより、認証評価結果に応じた組織見直しの促進を図り、法科大学院の定員の在り方や法的措置を含めた組織見直しの更なる促進方策の在り方を整理することとされた。なお、平成26年3月末時点で、組織見直し(統合、募集停止、廃止)を公表した法科大学院は15校となっている。</p> <p>さらに、未修者の確保については、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」(平成25年11月11日)を通じ周知された法学系以外の課程の出身者、社会人等の多様な人材確</p> </div>



勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>エ 多様性の確保</p> <p>多様な人材を受け入れるという法曹養成制度改革の理念を維持する観点から、各法科大学院に対し、非法学部出身者及び社会人の受入れ確保措置を講ずるよう促すこと。 (文部科学省)</p> <p>(3) 修了者の質の確保</p> <p>ア 厳格な成績評価</p> <p>法科大学院における修了者の質を確保する観点から、各法科大学院に対し、成績評価及び修了認定の厳格化の一層の推進を求めること。</p> <p>また、法科大学院に入学しても、最終的に修了できない者や、修了直後の司法試験を受験しない者が増加していること</p>	<p>保の状況、地域配置や夜間開講の状況といった多様な指標を加えることにより、未修者の確保に配慮することとし、平成27年度予算から実施することを予定している。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>非法学部出身者や社会人を始めとする法学未修者への教育をより充実させるための方策について、法科大学院特別委員会の下に設置された未修者教育WGにおいて、平成24年11月30日に「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」が取りまとめられた。この中では、法学未修者が安心して法科大学院で学び、法曹を目指す環境整備を目指すこととされ、夜間開講コースの充実などを含む、法学未修者教育に関する充実方策が報告された。</p> <p>文部科学省では、同報告の内容について法科大学院関係者の集まる法科大学院協会総会（平成24年12月15日開催）において周知を図り、多様な人材が安心して法科大学院で学べるよう、各法科大学院に対して、法学未修者教育の充実を要請した。</p> <p>多様な人材の受入れについては、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」（平成25年11月11日）において、法科大学院に対する公的支援の基礎額及び加算額の算出に際して、法学系以外の課程出身者又は社会人の入学者数・割合などの多様な人材確保の状況、地域配置や夜間開講の状況といった多様な指標を加えることにより、多様な人材を受け入れることに配慮することとした。</p> <p>また、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」（平成26年3月31日）を踏まえ、法学未修者に対する教育については、社会人や法学以外の学部出身者など多様なバックグラウンドを持った人材を法曹に育てるという本来の趣旨にのっとり、法律基本科目をより重点的に学べる仕組みの具体化を始め、より良い教育課程の在り方等について、平成26年7月の実施に向けて検討し、順次、実施する。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>法科大学院特別委員会の下に設置された改善状況調査WGによる調査を通じて、成績評価及び修了認定の厳格化や入学者選抜における競争性の確保等の一層の推進を図るとともに各法科大学院における教育の質の向上の取組、その効果等について検証を行う。</p> <p>これに加え、特に、法学未修者において標準修業年限修了率や司法試験合格率の低迷が見られること等を踏まえ、法科大学院特別委員会の下に設置された未修者教育WGにおいて、平成24年11月30日に「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」が取りまとめられた。</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>から、各法科大学院における教育の質の向上の取組及びその効果について検証すること。その際、好事例についても収集し、他の法科大学院に対し情報提供を行うこと。</p> <p>さらに、上記取組の効果が十分に認められず、それが入学者の質の確保が十分でないことによる場合、法科大学院に対し、更なる入学定員の見直しを求めること。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>イ 共通的な到達目標</p> <p>法科大学院における学修のばらつきをなくし、修了者の質の一定水準を確保するため、関係機関の連携の下、策定された共通的な到達目標モデルを踏まえ、各法科大学院が到達目標を速やかに策定するよう働きかけること。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>この中で、法学未修者教育に係る現状を分析し、法学未修者教育をめぐる課題を明らかにするとともに、その改善方策が報告されている。また、法学未修者教育に関する各法科大学院の好事例も示されている。</p> <p>文部科学省では、同報告の内容について法科大学院関係者の集まる法科大学院協会総会（平成 24 年 12 月 15 日開催）において周知を図った。</p> <div data-bbox="683 555 1401 1191" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法科大学院特別委員会の下に設置された改善状況調査WGによる調査を通じて、成績評価及び修了認定の厳格化や入学者選抜における競争性の確保等の一層の推進を図るとともに各法科大学院における教育の質の向上の取組、その効果等について検証を行った結果、課題が深刻な法科大学院において、改善の取組を進めていることは確認できたものの、諸課題を改善し、成果を挙げることができているとまでは言い難く、依然、厳しい状況にある法科大学院が存在することが報告された。</p> <p>このような状況も踏まえ、文部科学省においては、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」（平成 26 年 3 月 31 日）を踏まえ、法科大学院に対する認証評価の見直しを通じた法科大学院における成績評価の厳格化を促進する措置や、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとしての共通到達度確認試験（仮称）の基本設計・試行等を平成 27 年 3 月を目途に進める。</p> </div> <p>(文部科学省)</p> <p>平成 24 年 7 月 19 日に法科大学院特別委員会において取りまとめられた「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」では、共通的な到達目標モデルを踏まえたカリキュラム策定の促進が示されている。本提言を各法科大学院及び認証評価機関に対して周知徹底することにより、各法科大学院が共通的な到達目標を踏まえた到達目標を設定することや、認証評価機関が共通的な到達目標を踏まえた到達目標の設定状況に関する評価を一層厳格に行うことを促している。</p> <div data-bbox="683 1639 1401 2042" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>修了者の質の一定水準を確保するための共通的な到達目標については、法科大学院修了者が共通に備えておくべき能力等の到達目標モデルに基づき、平成 25 年 4 月時点で、全法科大学院 73 校のうち、69 校が到達目標を策定、又は策定予定となっており、未策定校に対して、策定を働きかけている。</p> <p>また、法曹養成制度関係閣僚会議で決定された「法曹養成制度改革の推進について」（平成 25 年 7 月 16 日）を受け、文部科学省は、中教審の審議を踏まえ、5 年以内（平成 30 年 7 月）に試行を開始することを目指して「共通到達度確認試験（仮称）」の実施準備を行うこと</p> </div>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>ウ 未修者対策</p> <p>未修者については、上記の修了者の質の確保の取組を推進しつつ、法律基本科目の量的充実の効果について今後検証するとともに、未修者対策の強化について早期に取り組むこと。その際、好事例についても収集し、他の法科大学院に対し情報提供を行うこと。 (文部科学省)</p> <p>(4) 公的支援の見直し</p> <p>法科大学院の公的支援の見直し指標については、未修者への影響や、法科大学院における教育の質の改善の進捗状況などを踏まえ、必要</p>	<p>とされたところである。</p> <p>文部科学省においては、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(平成 26 年 3 月 31 日)を踏まえ、共通的な到達目標モデルを踏まえた共通到達度確認試験(仮称)の基本設計・試行等の検討や、共通的な到達目標モデルを活用した教育課程編成の徹底、法科大学院に対する認証評価を通じた法科大学院として求められる成果を挙げているかの厳格な評価についての検討を、平成 27 年 3 月を目途に進める。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>法学未修者教育については、法科大学院特別委員会の下に設置された未修者教育WGにおいて、平成 24 年 11 月 30 日に「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」が取りまとめられた。この中で、法律基本科目の量的充実の効果を含めた法学未修者教育の現状を分析し、法学未修者教育をめぐる課題を明らかにするとともに、その改善方策が報告されている。また、法学未修者教育に関する各法科大学院の好事例も示されている。</p> <p>文部科学省では、同報告の内容について法科大学院関係者の集まる法科大学院協会総会(平成 24 年 12 月 15 日開催)において周知を図り、各法科大学院における法学未修者対策の強化を要請した。</p> <p>さらに、文部科学省では、同報告を受けて、今後、法学未修者教育の一層の強化を図るため、その具体的方策について検討する。</p> <p>法学未修者教育について、法曹養成制度関係閣僚会議で決定された「法曹養成制度改革の推進について」(平成 25 年 7 月 16 日)では、文部科学省において、法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を 1 年以内(平成 26 年 7 月)に検討し、実施準備を行うこととされたところである。これを受け、文部科学省においては、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(平成 26 年 3 月 31 日)を踏まえ、共通到達度確認試験(仮称)の基本設計・試行を平成 27 年 3 月を目途に行うとともに、共通的な到達目標モデルを活用した教育課程編成の徹底や法律基本科目をより重点的に学べる仕組みの具体化を始め、より効果的な教育課程などの検討を 26 年 7 月までに進める。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>法科大学院の公的支援の見直し指標の改善については、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」(平成 24 年 9 月 7 日)を公表した。</p> <p>具体的には、平成 26 年度予算から、</p> <p>① 現行の「司法試験合格率」及び「競争倍率」の指標に</p>



<p style="text-align: center;">勧告</p>	<p style="text-align: center;">政策への反映状況 (前回報告の状況及び<b>その後の状況</b>)</p>
<p>を盛り込むなどし、その情報提供をより充実させること。</p> <p>各法科大学院において、受験状況等の把握が困難な場合もあることに鑑み、法科大学院が自校修了者の司法試験の受験状況・合格状況の把握・分析を行って今後の教育内容・方法の改善を図るため、各法科大学院から要請があるときは、当該法科大学院修了が受験資格の基礎となっているその年の司法試験受験者の氏名、それぞれの受験回数、試験の可否の情報を提供すること。 (法務省)</p> <p>4 修了者等への支援策</p> <p>法科大学院に対し、修了者の進路の把握については、修了時の把握はもとより、受験資格を保有し得る少なくとも5年間は継続し、総合的な集積・管理を行わせること。</p> <p>修了者（法務博士（専門職））の社会での人材活用を図る観点から、自校の修了者の進路の動向や在学生のニーズ等を踏まえ、法科大学院における修了者及び在学生に対する就職支援等の充実を促進すること。 (文部科学省)</p>	<p>また、同勧告で「法科大学院が自校修了者の司法試験の受験状況・合格状況の把握・分析を行って今後の教育内容・方法の改善を図るため、各法科大学院から要請があるときは、当該法科大学院修了が受験資格の基礎となっているその年の司法試験受験者の氏名、それぞれの受験回数、試験の可否の情報を提供する」とされている点については、平成24年10月9日、法科大学院1校から該当する要請があったことから、同月11日、同法科大学院に同情報を提供するとともに、以降も該当する要請があったときは、同様の情報提供を行うこととした。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「採点実感において、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込むなどし、その情報提供をより充実させる」とされている点については、平成25年司法試験においても、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込んだ採点実感等を公表した。</p> <p>また、「法科大学院が自校修了者の司法試験の受験状況・合格状況の把握・分析を行って今後の教育内容・方法の改善を図るため、各法科大学院から要請があるときは、当該法科大学院修了が受験資格の基礎となっているその年の司法試験受験者の氏名、それぞれの受験回数、試験の可否の情報を提供する」とされている点については、平成25年司法試験においては、要請のあった法科大学院5校に対し、同情報を提供している。</p> </div> <p>(文部科学省)</p> <p>平成24年7月19日に法科大学院特別委員会において取りまとめられた「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」では、各法科大学院において率先して修了者の進路状況の正確な把握と充実した就職支援策を進めることが期待される旨を明記するとともに、平成24年7月20日に文部科学省として策定・公表した「法科大学院教育改善プラン」においては、平成24年度から各法科大学院に対し、法科大学院修了者について、進路状況のより正確な把握や就職支援の充実を促すこととしている。</p> <p>これに併せ、文部科学省が、平成23年度から実施している法科大学院修了者の進路に関する調査（過去5年度分）について、継続的な調査の実施により各法科大学院における修了者の進路の把握を促進するため、24年度も調査を実施した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>修了者の進路の把握については、平成23年度より、法科大学院修了者の進路に関する調査を継続して実施し、各法科大学院において総合的な集積・管理を行わせることにより、修了者等への就職支援等の充実を図っている。</p> </div>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>また、これらを踏まえ、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(平成 26 年 3 月 31 日)を受けて、進路指導体制の充実等を始め、学生の希望や適性を踏まえた法曹以外の法律関係専門職や企業法務、公務部門などの多様な進路への的確な対応に向けた検討を進める。</p>

(注) 評価書、要旨等については、総務省ホームページを参照。  
([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/ketsyuka.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html))

## イ 評価の結果の政策への反映状況

テーマ名	ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価 (総合性確保評価) (勧告・公表日:平成 25 年 6 月 25 日)
関係行政機関	内閣府、厚生労働省、文部科学省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果については 221～225 ページを参照。

下表は、平成 26 年 2 月 19 日に文部科学省、同年 2 月 20 日に内閣府及び厚生労働省がそれぞれ回答したものについて、平成 26 年 3 月末現在で補正したものである。

勧告	政策への反映状況
<p>(1) 国の施策・事業に関する点検・評価機能等の充実</p> <p>① 複数の個別事業が含まれる施策・事業や毎年度の予算措置を必要としない施策・事業を含め、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する主要な国の施策・事業については、ロジック・モデルを作成することなどにより、設定された数値目標に対応する施策・事業を明確に位置付けること。</p> <p>(内閣府)</p> <p>② 憲章及び行動指針の点検・評価を担う評価部会の活動をより実効あるものとするため、評価部会において、数値目標の達成に向けた各主体の取組状況の把握及びその効果の分析を行い、その結果に基づき国の施策・事業の見直しを行うこと。</p>	<p>(内閣府)</p> <p>① 数値目標に対応する国の主な施策・事業(平成25年度分)については、数値目標の達成に一定の影響を及ぼすことができる国の施策・事業を明確にした一覧を作成し、平成25年11月13日に開催された第27回評価部会において報告を行った。今後、評価部会では、目標数値に向けて各指標の改善を図るため、各主体において対応策を検討し、取組を加速していく際に、当該一覧を検討材料の一つとして活用する。</p> <p>(内閣府)</p> <p>② 平成25年は数値目標設定時(平成19年)と数値目標の達成年(平成32年)までのほぼ中間年に当たるため、評価部会において、数値目標のフォローアップを実施し、「順調ではないものの進捗している」指標や「進捗していない」指標について、その要因を分析した上で、課題と今後取り組むべき方向性について検討を行った。</p> <p>また、その検討結果を踏まえ、「今後、2020年の目標数値に向けた進捗状況に遅れがみられる指標については、その改善を図るため、労使はもとより、各主体の取組を支援</p>

勧告	政策への反映状況
<p>また、その旨を評価部会開催要綱等に明確に記載すること。</p> <p>(内閣府)</p> <p>③ 同一の数値目標に対応する国の施策・事業について、関係府省間の重複の排除や連携の強化等により、施策・事業の有効性及び効率性を高める観点から連携推進会議の活用を図ること。</p> <p>また、評価部会の点検・評価結果を踏まえた国の施策・事業の見直しを連携推進会議の機能として位置付け、その旨を連携推進会議開催要綱等に明確に記載すること。</p> <p>(内閣府)</p> <p>(2) 指標の設定等に関する見直しの実施</p> <p>数値目標の達成に向けた現状の把握及び国の施策・事業の効果のよりきめ細かな把握・検証に資するため、フリーターの割合、若年層の不本意非正規の割合、メンタルヘルスケアに関する措置内容別の事業所の割合、勤務先における制度に基づく在宅型テレワーカーの数等について参考指標を設定するよう、見直しを行うこと。</p> <p>また、在宅型テレワーカーの数については、平成27年以降の政策効果を的確に把握・検証するため、指標の見直しを行うこと。</p> <p>さらに、保育等の子育てサービスを提供している割合(保育サービス(3歳未満児))については、子ども・子育て関連3法に基づく新制度における保</p>	<p>する国や地方公共団体においても、本レポートで明らかとなった課題への対応について検討し、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を加速していく(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2013(平成25年12月26日公表)」)こととした。</p> <p>なお、評価部会の年度計画等の資料においても、取組の加速化について上記と同様の旨を明記する予定である。</p> <p>(内閣府)</p> <p>③ 連携推進会議は、評価部会の議論を関係省庁における施策展開に有機的に反映させるため、評価部会と合同で開催されてきた。しかし、勧告を踏まえ、関係省庁間の更なる連携強化のため、連携推進会議の単独開催(平成26年4月頃の見込み)等による各施策・事業に関する情報共有及び必要な連携も含め、連携推進会議の活用を図ることとする。</p> <p>また、開催要綱等に「関係省庁連携推進会議においては、評価部会の点検・評価結果を踏まえ、国の施策・事業の見直しを行う」旨を明記する予定である。</p> <p>(内閣府)</p> <p>数値目標が設定された指標については毎年の進捗状況を把握・分析し、評価部会に報告し、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」として公表している。当該把握・分析を行う際、数値目標が設定された指標に関連する指標についても、併せて分析を行うこととした。</p> <p>具体的には、平成25年度から、「フリーターの数」に関連して「フリーターの割合」及び「若年層の不本意非正規の割合」、「メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合」に関連して「メンタルヘルスケアに関する措置内容別の事業所の割合」を参考として分析を行った。</p> <p>「在宅型テレワーカーの数」については、関連する指標として平成26年度以降、「勤務先における制度に基づく在宅型テレワーカーの数」の動向を把握・分析し、今後の取組に役立てる予定である。このため、現在、「勤務先における制度に基づく在宅型テレワーカー数」の定義・算定方法について、「在宅型テレワーカーの数」等を算定するため現在国土交通省が実施している「テレワーク人口実態調査」において検討を行っている。</p> <p>在宅型テレワーカーの数に係る指標の見直しについては、目標年である2020年に向けて、他の指標の達成状況等も踏まえ、検討する予定である。</p> <p>「保育等の子育てサービスを提供している割合(保育サービス(3歳未満児))」については、子ども・子育て関連3法に基づく新制度の実施に伴い、平成27年度以降、指標の算定方法に、地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)の利用児童数も含めることとし、</p>

勧告	政策への反映状況
<p>育サービスの充実に向けた取組等を踏まえ、指標の算定方法の見直しを行うこと。 (内閣府)</p> <p>(3) 国の施策・事業の効果的な取組の推進</p> <p>① 推進助成金事業については、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合の数値目標の達成に向けてより効果的な事業とするため、平均所定外労働時間の削減に加え、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合の削減に向けた取組を事業内容に盛り込むよう、見直しを行うこと。 また、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得の更なる推進を図るため、助成以外の手法も含め、意欲の低い企業にもインセンティブが働き効果が広範に及ぶ施策・事業について、幅広く検討すること。 (厚生労働省)</p> <p>② 支援センター事業については、次の措置を講ずること。</p> <p>i) 事業場に対する周知の効果的な実施や訪問支援の適切な実施が確保されるよう事業の実施方法を検討し、その結果を踏まえ、契約内容等の見直しを行うこと。</p> <p>ii) 都道府県労働局に対し、支援センターとの連携を適切に実施するとともに、同事業の一層の周知を図るよう指導すること。 (厚生労働省)</p>	<p>今後の取組に役立てる。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>① 平成 25 年度から、推進助成金事業終了後に週労働時間 60 時間以上の雇用者が存在する事業場に対して働き方・休み方改善コンサルタントによる指導を行うこととした。 さらに、平成 26 年度は、推進助成金を受給した中小企業事業主団体の傘下事業場における週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合が推進助成金受給前より増加した事業主に対して、推進助成金事業終了後に、働き方・休み方改善コンサルタントによる指導に加え、中小事業主団体による指導が行われるよう、都道府県労働局が同団体に対し働きかけを行うこととしている。 また、平成 26 年 3 月に、週労働時間が 60 時間以上の雇用者の割合が高い業種である情報通信業や、年次有給休暇の取得率が低調な宿泊業に係る働き方の改善方法等を盛り込んだハンドブックを作成したところであり、平成 26 年度においても他の新たな職種に係るハンドブックを作成することとしている。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>② についての措置状況は次のとおりである。</p> <p>i) 支援センター事業を含む産業保健支援に関する三事業については、平成 25 年 12 月 24 日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」において、独立行政法人労働安全衛生総合研究所と独立行政法人労働者健康福祉機構を統合した法人において一元的に実施することとされたことから、一元化のメリットをいかしたより効果的な事業場への支援が図られるよう事業内容の見直しを行うこととした。これに伴い、支援センター事業を平成 25 年度限りとし、他の産業保健支援事業も一元化した産業保健活動総合支援事業を新たに統合した法人に実施させ、当該新規事業の中で事業場のメンタルヘルス対策に係る個別のニーズに応じた訪問支援等の適切な実施を図ることとしている。</p> <p>ii) 勧告を踏まえ、都道府県労働局に対し、これまで以上に、支援が必要な事業場に係る情報を支援センターに提供すること、支援センターを周知することを内容とする「平成 25 年度メンタルヘルス対策支援事業の積極的な活用について」(平成 25 年 9 月 6 日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長事務連絡)を発出した。 また、平成 26 年度の新規事業においても、新規事業実施者と上記情報を共有することなどにより、連携を図ることとしている。</p> <p>(厚生労働省)</p>



勧告	政策への反映状況
<p>③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等や育児・介護休業法に基づく育児のための両立支援制度に関する周知・啓発、指導等の取組については、効率的かつ効果的な実施方策を検討の上、同計画の策定等や育児休業制度の規定整備等が進んでいない中小規模の事業者等に対し、重点的に実施すること。 (厚生労働省)</p> <p>④ 家庭的保育事業については、家庭的保育者の確保を効果的に行っている推奨事例を収集し、市区町村等に対し情報提供を行うこと。 (厚生労働省)</p> <p>⑤ 放課後児童クラブについては、市区町村等に対し、余裕教室等の活用に関する推奨事例を情報提供するとともに、市区町村の担当部局と教育委員会の連携が一層図られるよう要請すること。 (厚生労働省及び文部科学省)</p>	<p>③ 次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）及び育児・介護休業法の周知・啓発、指導等については、「平成 25 年度地方労働行政運営方針」（平成 25 年 5 月 16 日付け地発 0516 第 4 号、基発 0516 第 3 号、職発 0516 第 21 号、能発 0516 第 1 号、雇発 0516 第 2 号）においてその実施を定めており、中小規模の事業者等も含めて、引き続き取り組んでいる。</p> <p>また、各都道府県労働局長宛てに毎月発出する「当面の重点的施策・業務」においても、</p> <p>i) 10 月は次世代法に基づく認定マーク（くるみん）の取得促進、</p> <p>ii) 7 月は中小企業に対し、育児休業制度の規定整備等の指導のほか、中小企業両立支援助成金や、両立支援推進のための好事例の普及等を重点的に実施するよう指示した。</p> <p>なお、中小企業で働く労働者の育児休業の取得及び育児休業後の円滑な職場復帰を支援するため、「中小企業における育休復帰支援プログラム事業」を平成 26 年度予算に盛り込んだ。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>④ 平成 25 年 9 月から 12 月まで、厚生労働省アフターサービス推進室において、家庭的保育に関する調査を実施しており、この調査結果を踏まえて、26 年 3 月 31 日に家庭的保育者の確保を効果的に行っている事例を取りまとめ、地方公共団体に情報提供した。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>⑤ 厚生労働省において、子ども・子育て支援新制度の施行に向け、放課後児童クラブの設備及び運営に関する省令基準を定めることから、平成 25 年 5 月に社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」が設置され、同委員会で、放課後児童クラブと小学校等の関係機関との連携等に関する省令上の位置付け等も含め、議論が行われた。同委員会における取りまとめを基に、省令基準の作成をしているところであり、できるだけ速やかに公布する予定である。</p> <p>これらの取組状況も踏まえながら、省令基準制定後を目途に、文部科学省とも連携し、教育委員会と首長部局との連携による余裕教室の活用を促す通知を発出するとともに、推奨事例の情報提供を行う予定である。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>⑤ 厚生労働省において、子ども・子育て支援新制度の施行に向け、放課後児童クラブの設備及び運営に関する省令基準を定めることから、平成 25 年 5 月に社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」が設置され、同委員会で、放課後児童クラブと小学校等の関係機関との連携等に関する省令上の位置付け等も含め、議論が行われた。同委員会における取りまとめを基に、厚生労働省において、省令基準の作成をしているところであり、できるだけ速やかに公布する予定である。</p> <p>これらの取組状況も踏まえながら、今後厚生労働省の省令基準制定後を目途に、教育委員会と首長部局との連携による余裕教室の活用を促す通知を発出するとともに、推奨事例の情報提供を行う予定である。</p>

(注) 評価書、要旨等については、総務省ホームページを参照。  
([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/ketsyka.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyka.html))

### 3 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況

#### ア 租税特別措置等に係る政策評価の点検

各行政機関が平成26年度税制改正要望に際し行った租税特別措置等に係る政策評価を対象に、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」に沿って設定した点検項目により、点検を実施した。対象とした政策評価は、12行政機関に係る225件であり、税制改正要望時に送付を受けた224件を平成25年10月25日に点検結果を税制改正作業に提供するとともに、関係行政機関に通知し、公表した。また、別に送付を受けた1件の政策評価について、平成25年11月20日に点検結果を通知し、公表した。

点検当初、221件の評価に課題を指摘し、各行政機関に補足説明等を求めた。補足説明等の結果、40件の評価について課題が解消された。指摘した課題のその主な内容は、下記(ア)から(ウ)のとおりである。

「有効性」、「合理性」及び「相当性」の観点別に見ると、今般、各行政機関からの補足説明によって、相当数の課題が改善されているところである。しかし、補足説明されたような内容は、本来あらかじめ評価書に盛り込まれるべきものであり、政府全体として評価書に記載する内容の一層の充実を図る取組が必要である。また、点検結果において分析・説明が不十分であると指摘しているものについて、各行政機関が評価の修正・やり直し等を含め適切な説明に努めることが必要であるとともに、分析・説明の内容が一定水準に達しているものについても、必要に応じた更なる分析・説明に努めることが期待される。特に租税特別措置等の要否の判断に資する重要な情報である有効性（費用対効果）について、平成25年度からは、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号。以下「租特透明化法」という。）及び地方税法（昭和25年法律第226号。）に基づき把握される適用実態等に関する情報を活用する取組が行われたが、23年度の情報のみ活用が可能であったため活用に至らなかった事例も一部にみられた。今後は、更なる情報の蓄積が見込まれることから、当該情報を活用すること等、分析・説明の更なる充実を図ることが必要である。

#### (ア) 政策目的に向けた手段としての「有効性」の説明に係る課題

##### <費用対効果の説明が不十分>

- 費用対効果は、租税特別措置等の要否の判断に資する特に重要な情報であるが、大半の評価書では、分析・説明が不十分である。

例1 費用対効果があるとの説明をしているが、その具体的な根拠を示さず説明している。

例2 費用対効果は、減収額と効果を対比して説明することが必要だが、減収額には触れず、効果があることだけを説明している。

例3 税収減と効果を対比して説明しているが、租税特別措置等以外の要因の効果を含めたものを効果としているため、その説明に疑問がある。

##### <適用実態・見込みの説明が不十分>

- 租税特別措置等の適用数や減収額の過去の実績が明らかでなく、また、将来推計の場合、その計算方法が明らかでないなど、適用実態・見込みの説明が不十分である。

- 租税特別措置等が適用され得る対象の所期の想定数からみて実際の適用数が非常に少ない、又は特定の業界若しくは一部の企業のみが恩恵を受けてい

ると考えられるが、そのことに関する説明が不十分である。

- 租税特別措置等の適用数、適用額及び減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用実態等に関する情報が分析された上で把握・予測されていない。

(イ) 背景にある政策の今日的な「合理性」の説明に係る課題

＜政策目的の根拠が不明＞

- 租税特別措置等によって実現する政策目的が、優先度や緊要性の高いものなのか判断する根拠（法律、政令、閣議決定等）について明らかにされていない。

＜租税特別措置等を引き続き実施する理由の説明が不十分＞

- 租税特別措置等で達成しようとした当初の目的が既に達成されているにもかかわらず、引き続き実施する理由についての説明が不十分である。

(ウ) 補助金等他の政策手段と比した「相当性」の説明に係る課題

＜他の政策手段と比較した説明が不十分＞

- 租税特別措置等の必要性のみの説明にとどまり、想定され得る他の政策手段（補助金、規制等）と比較して、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることの説明が不十分である。

＜他の政策手段との役割分担の説明が不十分＞

- 補助金等や規制など他の支援措置や義務付け等が現に存在している場合において、租税特別措置等との適切かつ明確な役割分担についての説明が不十分である。

## イ 規制の事前評価の点検

各行政機関が行った規制の事前評価を対象に、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）に沿って設定した点検項目により、点検を実施した。対象とした政策評価は、13行政機関に係る117件であり、平成25年7月26日に38件、8月30日に43件、12月6日に23件、平成26年2月28日に13件の点検結果を関係行政機関に通知し、公表した。その際、参考情報として規制の影響が及ぶ範囲を示す情報や、指摘した課題に対する補足説明を求め、点検結果と併せて掲載している。

点検当初、54件の評価に課題を指摘し、各行政機関に補足説明等を求めた。補足説明等の結果、52件の評価について課題が解消された。指摘した課題のその主な内容は、以下のとおりである。

- 当該規制の対象となる要件を設定する際の根拠の説明が不十分な評価については、具体的に説明する必要がある。
- 費用の要素について、評価書に記載されているもの以外に発生又は増減することが見込まれる場合には、可能な限り具体的に列挙し、説明する必要がある。  
また、定性的記述により分析されている評価については、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り定量化又は金銭価値化を図ることが望まれる。
- 費用及び便益を説明するにとどまり、費用と便益の関係の分析の結果を示して

いない評価については、規制によって得られる便益が、規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

- 代替案としてベースラインの内容が記載されている評価については、ベースラインと異なる適切な代替案を明示する必要がある。なお、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。
- レビューを行う時期又は条件が、規制の内容に応じて具体的に示されていない評価については、規制の内容に応じた適切な時期又は条件を設定する必要がある。

## ウ 公共事業に係る政策評価の点検

### (ア) 平成25年度の点検の概況

各行政機関が行った個々の公共事業に係る政策評価について、複数年で全事業分野の政策評価を確認する観点から、4行政機関に係る13事業区分133件を対象に点検を実施し、点検が終了した9事業区分114件の点検結果を平成26年4月30日に関係行政機関に通知し、公表した。

点検が終了した9事業区分のうち、11件の評価に20件の個別の指摘を行った。また、水源林造成事業及びダム事業については、費用対効果分析マニュアルの内容等事業区分ごとに共通する6件の課題を指摘した。

指摘の主な内容は以下のとおりである。

- 個別の評価に係る指摘については、便益の算出に当たって、現実的には想定されない前提を置いている。また、誤った単価、係数等を用いて算出している。
- 事業区分ごとに共通する指摘については、マニュアル等の内容について、実態を十分に考慮して便益を算出できるようなものとなっていない。また、複数の評価において単価、数式等の同じ誤りがある。

各行政機関においては、個別の評価に係る指摘に対しては、評価書の修正等を行う方針を示している。また、事業区分ごとに共通する指摘に対しては、i) 費用対効果分析マニュアル等の内容そのものに原因がある場合には改定する、ii) 費用対効果分析マニュアル等の運用に原因がある場合には、再発防止に取り組むなど、運用を徹底することとしている。

その他の4事業区分19件の政策評価については、引き続き点検することとしており、点検が終わり次第、通知し公表することとしている。

図表1 平成25年度の点検結果（一覧）

	行政機関名	事業区分名	点検対象とした評価件数	個別の評価に係る指摘		事業区分ごとに共通する指摘	
				評価件数	類型別件数(延べ数)	指摘の有無	類型別件数(延べ数)
点検終了	厚生労働省	簡易水道等施設整備事業	33	5	①：6 ②：2	—	—
	農林水産省	国営かんがい排水事業	14	—	—	—	—
		国営総合農地防災事業	1	—	—	—	—
		農業水利施設保全合理化事業	9	2	①：2	—	—
		地すべり対策事業	3	3	①：3 ②：3	—	—
		水源林造成事業	30	—	—	○	③：1 ④：4
	国土	ダム事業	19	—	—	○	③：1

	交通省	砂防事業等	4	—	—	—	—
	環境省	産業廃棄物処理施設モデル的整備事業	1	1	①：2 ②：2	—	—
	小計	9事業区分	114	11	20 ①：13 ②：7	2事業区分	6 ③：2 ④：4
点検中	農林水産省	国有林直轄治山事業	3	点検が終わり次第、通知し公表する予定			
		民有林直轄治山事業	3				
		直轄地すべり防止事業	2				
	国土交通省	道路・街路事業	11				
	小計	4事業区分	19				
合計	13事業区分	133					

- (注) 1 「類型別件数」欄の①～④は、次のとおり。  
 ①便益に関するもの、②費用に関するもの、③費用対効果分析マニュアル等の内容、④費用対効果分析マニュアル等の運用  
 2 個別の評価に係る類型別の指摘件数は、複数の指摘を行っている評価があることから、評価 11 件に対して延べ 20 件となっている。  
 3 点検の結果、指摘がなかった欄は「—」としている。

(イ) 平成24年度の点検における指摘に対する各省の対応状況

平成24年度の点検（平成25年4月公表）において指摘した課題（個別13件、共通4事業区分）に対する各省の対応状況は、図表2のとおりである。

個別の評価に係る指摘については、指摘に基づき評価書の修正が行われた。また、事業区分ごとに共通する指摘については、既に運用の徹底のための措置は講じられているほか、費用対効果分析マニュアル等の改定に向けて検討の場を設ける等、必要な取組が進められている。

図表2 平成24年度の点検における指摘に対する各省の対応状況 (単位：件)

行政機関名	事業区分名	点検対象とした評価件数	個別の指摘を行った評価件数	各省の対応		事業区分ごとに共通する指摘の有無	各省の対応	
				評価書の修正	関係機関への周知等		マニュアル等の改定等	運用の徹底
厚生労働省	水道水源開発等施設整備事業	34	10	修正済み10	措置済み	○	—	措置済み
農林水産省	農地防災事業（震災対策農業水利施設整備事業）	1	—	—	—	—	—	—
	森林環境保全整備事業	16	—	—	—	○	作業中	措置済み
	水産物供給基盤整備事業	14	2	修正済み2	—	○	措置済み	措置済み
	海岸保全施設整備事業	2	—	—	—	—	—	—
国土交通省	海岸事業	4	—	—	—	—	—	—
	道路・街路事業	14	—	—	—	—	—	—
	空港整備事業	1	—	—	—	—	—	—
	都市・幹線鉄道整備事業（都市鉄道利便増進事業）	2	—	—	—	—	—	—
	整備新幹線整備事業	5	—	—	—	—	—	—
環境省	廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業	1	1	修正済み1	—	○	措置済み	—
合計	11事業区分	94	13	—	—	4事業区分	—	—